

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月13日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 山口 祐 司 議員

36番 大久保 光 義 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成18年度市政執行に当たっての諸課題について外1件を、小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） おはようございます。激励をいただきながら、御指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

市政クラブを代表し、主要課題について質問をさせていただきます。1999年4月からスタートした平成の大合併の推進も2006年3月末をもって旧特例法のもとでの合併も終了し、全国の市町村数は3,232市町村から1,820に減少したのであります。名寄市と風連町も住民と地域の将来に続く住みよさと繁栄を求め、しかも風連にあっては住民投票までしての合併の道を選択したことは大変意義深く、歴史的な決断であったと考えるのであります。国の方針は、小さな政府を掲げ、国から地方への方針のもとで税源移譲や地方交付税の見直し、補助金改革等、地方財政への影響は地方自治体行政の根本的な改革と見直しへと進んでいることは申し上げるまでもありません。3月27日の合併に伴って、新名寄市の市長としてこの厳しい時代に地域と市民のリーダーとしてその経験と先見性を発揮し、誤りのない決断をした島市長に対し、その政治姿勢に心からなる期待と敬

意をあらわすものであります。

さて、名寄市と風連町が3月27日をもって合併したことは申し上げるまでもありません。このことは、市民、町民の多くが将来の地域づくりのために、また住民サービスの維持、子供たちの将来に負担を残さないなど、少子高齢化の進行する社会の中にあって安定した行政を求めたことにはかならないと考えるのであります。行政としても地方分権下での個性的なまちづくり、国、地方の財政状況を考えるとき、最良かつ真の選択であったと評価できるのであります。しかし、合併してすぐにその成果が出てくるものではありません。お互いに将来に向けて多くの努力が必要と考えるのであります。行政として合併初年度の課題とその対応についてどのように考えるかについてお知らせいただきたく思います。また、合併特例債について合併した自治体の大変有利な起債であることを考えるとき、市民の期待は大であります。具体的な考え方があればお知らせいただきたく思います。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもとで市民との信頼関係を保ちながら、新たな行政運営の推進のために各面にわたってその時期、その年代において改革を進めていかなければ高度多様化する住民ニーズに対応できないと考えるのであります。国や道の財政状況を見ると、合併を一つのステップとしてとらえ、将来をも見据えた行財政改革が必要と思うのであります。名寄市として平成14年10月に策定した新たな行財政改革の推進指針のもとで、平成19年度までの計画で改革を進めてきたところではありますが、合併を機として新名寄市としての行財政改革計画が必要と考えるのであります。新名寄市のスタートの年に当たって、具体的な行財政改革と重点課題についてお伺いをいたします。

また、財政改革については、国や道の財政状況は極めて不安な状況にあることは申し上げるまで

もありません。それらに対してどのような改革によって対応を進め、見通しを立てていくのかについてお知らせをいただきたく思います。

次に、18年度予算についてお伺いをいたします。国の地方財政計画は、執行方針で述べられているとおり、前年比0.7%減の8兆3千150億円で決定されました。この0.7%の減額は、国と地方財政の三位一体改革にかんがみ、地方交付税の縮減を進め、地方交付税分として昨年発行した国債発行額4兆3,000億円分を減額、18年度予算編成に当たっては国債の発行額を30兆円に抑えることによる減額であると考えており、この方針は今後も変わることがないと思います。また、経済財政諮問会議や地方分権21世紀ビジョン懇談会等では、地方の財源不足を補う地方交付税制度の見直しや地方交付税の配分基準を簡素化して、人口と面積をもとにした新制度を検討するなど、地方交付税にかかわる国と地方の見解や綱引きが激しくなっている今日であります。このような状況の中で、新名寄市の18年度予算が編成されました。執行方針では、新市に引き継ぐ予算案に若干の補正を加え編成したとのことであります。新名寄市が誕生して初年度であります。地域の将来の基盤づくりに向けた足がかりの予算でありますことから、本予算を組むに当たって視点をどこに置いたのかお知らせをいただきたく思います。

また、申し上げましたように国の交付税に対する見解が非常に厳しくなっている現実の中で、名寄市として今後を含め、どのように考えているのか、あわせて合併したことによる交付税の推移はどのように押さえているかについてお伺いをします。

次に、総合計画の策定についてお伺いをいたします。合併協議会で策定した新市建設計画は、2市町の速やかな一体化を促進するためにも地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための策を示されたものであります。先日の議案審議では総合

計画にかかわる条例の一部改正がありましたが、新名寄市となった今、まちづくりの詳細かつ具体的な内容についての総合計画を早期に策定しなければならないと思うのでありますが、具体的なスケジュールについてお知らせをいただきたく思います。

また、従来から名寄市、風連町ともに個別の総合計画があり、計画半ばにして合併となったと考えるのでありますが、それら計画途中における未実事業等についての整合性についてどのように考えていただけるのかお知らせをいただきたく思います。あわせて新市の総合計画策定に向けた取り組みと重点課題について見解をお伺いするものであります。

次に、道立公園についてお伺いをいたします。近隣の町村を含め、地域の人々が期待してやまない道立公園サンピラーパークがいよいよことしの11月、一部開園の予定であります。国内はもちろん道内でも有数のカーリング場を備えた公園として、地域住民や関係者の熱い期待が伝わってくるのであります。昨年来からサンピラーパーク一部開園に対しては、オープンセレモニーとして公園の誘致時から協力をいただいている方々や地域振興につながるイベントとして企画していきたいとの市長の見解でありましたが、その準備状況についてお知らせをいただきたく思います。

次に、高速道路の整備についてお伺いをいたします。機会あるごとに質問しているこの問題は、地域の産業や医療、観光等、住民にとって欠くことのできない大きな課題としてとらえており、市政クラブの要望として毎年度要請しているところであります。士別剣淵一名寄間は、新直轄方式による抜本的な見直し区間とされておりましたが、本年2月3日、国土交通省は士別市多寄付近までの12キロについて緊急に整備すべき区間として決定されました。私どもは、多少なりとも前進したと考えておりますが、全線の完成にあって初めてその社会基盤としての効果が発揮できるものと

考えるのであります。早期全線の完成に向けての取り組み姿勢や現在の状況についてお知らせいただきたく思います。

次に、サンルダム早期完成に向けてお伺いいたします。サンルダム建設計画は、1993年、天塩川流域の治水と発電、工業用水、農業用水、名寄市の水道用水等の多目的ダムとして計画され、現在は環境アセスメントを行い、現状は道道つけかえ工事中であります。当初2008年完成予定でしたが、いまだに本体着工がされていない状況にあります。新名寄市としても水道の水源を名寄川から取水し、自衛隊や川西地区、そして現在地下水に依存している風連地区の安全な水の安定供給を考えると、新たな水源としてはサンルダムは欠かせないものであると認識するものであります。このようなことから、北海道開発局主催の天塩川流域委員会が十数回にわたって天塩川水系河川整備基本方針に沿って治水対策として協議しているところでありますが、一向に前進しないのであります。昨年11月30日には、建設促進に向けて名寄市内や農家の有志がサンルダムと地域を生かす会を立ち上げ、本体着工に向けての動きなどありました。また、5月18日には下川町でサンルダム早期本体着工町民大会が行われ、550人が参加したとのことであり、既に総事業費の33%に当たる177億円を投入し、周辺整備を進めている状況の中で、早期本体着工に向け、そして早期完成に向けた積極的対応が必要と考えるのでありますが、現状と今後の対応等についてお知らせいただきたく思います。

次に、農業問題についてお伺いいたします。まず、農業振興計画についてであります。名寄市と風連町が合併してモチ米の生産量は1万2,500トンとなり、全国一に躍り出たことは申し上げるまでもありません。言うまでもなく名寄市の農業はモチ米、アスパラ、カボチャのブランド化など、道北青果連や道北そ菜園芸振興会の努力によって、全国的にも北の恵みとしてクリーンイメージでの

評価の高い野菜生産地となっているところでもあります。また、上川管内における新名寄市の農業の位置づけは、水稲はもちろんのことバレイショ、小麦、てん菜、豆類、野菜、乳用牛、養豚等、どれをとっても管内の上位にランクされる位置づけにあることは御承知のとおりであります。農業情勢は、執行方針で述べられているように生産調整、価格の低迷、輸入拡大、WTO問題等厳しい状況が続いていることは言うまでもありません。しかし、名寄市の基幹産業である農業の安定確立に向けての施策については、抜かりなく対応していかなければならないと思うのであります。このようなことから合併協議で作成した新市建設計画をベースにして、関係機関、団体との連携や指導、技術の普及等を図り、地域の特性や安定した魅力ある農業を目指しての農業振興計画を樹立していかなければならないと考えるのであります。策定するに当たって具体的な考え方についてお伺いをいたします。

また、担い手対策については、少子高齢化の時代にあつては全国的な問題となっていることは言うまでもありません。農林水産省の資料によりますと、基幹的農業従事者の年齢構成は2004年で39歳以下、11万人、40歳から64歳が89万人、65歳以上が119万人、計220万人ですが、2015年見通しでは39歳以下、10万人、40歳から64歳、45万人、65歳以上は90万人、計146万人と農業者の高齢化率の上昇はもちろんでありますが、農業従事者も3分の2に減り、74万人減少している予測であります。一方、道内の農家戸数は、農林業センサスによりますと昨年2月1日現在で5年前から比較すると1万戸減少し、5万2,451戸と16.2%も減少したとのことであり、後継者のいない農家の比率が5年前よりも9.9ポイントもふえたのであります。すなわち、後継者のいる農家は24.2%と、5年前の34.3%から大きく減ったのであり、農業従事者の高齢化が進んだことは言うま

でもありません。このことから、高齢化率を考えると大変気になる数字でもあります。

一方、昨年北海道が発表した道内の新規就農者数は728人で、1994年に調査を開始して以降では最も多かったのであります。内訳を見ると、実家が農家で学校の卒業と同時に就農した人が391人、前年比で53人の増になっております。Uターンが266人、13人増、新規参入が71人で9人減であったとの報告でありました。Uターン就農者は、10年間で5倍に急増し、この間34歳以下が237人と9割を占めたとのことであります。これは、農業経営も多様化すると同時に、魅力ある農業に変わりつつある結果であると道農政部の見解でありました。名寄市も担い手対策として各種多面的な取り組みを行い、それなりの成果は上がっているとの報告はさきの議会において受けているところでありますが、新名寄市としてまた新しい農業振興計画を策定するに当たって担い手対策についてどのような考え方でいるのかについてお伺いをいたします。

安全で良質な農産物を低コストで安定的に生産していくために農地の基盤整備は重要な政策と考えますが、北海道の環境基盤緊急確立対策事業、いわゆるパワーアップ事業が17年度で終了し、継続について心配していたところでありますが、道は新たな事業として予算化されました。その内容と新名寄市として継続、あるいは新規事業として予定されている地区と事業規模についてお知らせいただきたく思います。また、新市としての事業推進体制はどのようになっているのかについてもあわせてお伺いをいたします。

次に、名寄市立大学についてお伺いいたします。4月7日、名寄市立大学及び短期大学児童学科の1期生の202名の入学式が行われ、5月27日には開学記念式典を盛会に行われましたことは喜びにたえないところであります。執行方針にも述べられているとおり、大学を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。全国でも4番

目の保健福祉学部で、栄養、看護、社会福祉学科を有する大学としてスタートしたことは、関係者を初めとして市民にとっては将来に希望を与えたのであります。過疎の進む道北のこの地域にあって、名寄市立大学に期待する市民や産業界を含め地域振興の起爆剤になる大きな要素は多々考えられるからであります。設置の段階から大学と地域が一体となった活動が多くの人々の希望であり、また設置の条件にもあったのではないかと思うところでもあります。既に地域や市民との交流や連携に関する活動を行う地域交流センターや学生のために体や精神面の支援を行う保健福祉センターを学内に設置し、地域の要望にこたえるための体制ができたと聞くところであります。既に報道されているように、大学と名寄農高と市教育委員会が連携する中で、食育に関する高大官連携事業の協定がなされ、高校生、大学生、給食利用者が共同して食に関するプログラムの研究を進めるとのことです。まさに地域に密着した事業であることは申し上げるまでもありませんし、開学して間もないこの時期の取り組みに対する熱意は、今後大きく期待するところでもあります。今後大学と地域を結ぶ地域交流センターを初めとして、大学が予定している事業計画等をお知らせいただきたく思います。

また、さきに申し上げましたとおり、大学の環境は生徒の募集を初めとして厳しさを増すことは言うまでもありません。このようなことから、私は名寄大学に入学した生徒に対して希望があれば奨学金制度を創設し、大学の特色として、また全国からの優秀な生徒の確保に結びついていくものと思うのでありますが、見解についてお伺いをするものであります。

次に、豊栄川の改修及び国道40号線陸橋工事の進捗状況についてお伺いをいたします。名寄市の管理河川として維持してきた豊栄川も、上流部の徳田地区において春の融雪時及び異常降雨時等は、たびたび水害の被害に見舞われている状況に

あったことは御承知のとおりであります。現在は道費河川に昇格され、下流域から徐々に拡幅改修され、当初計画では平成20年ごろには水害の危険から回避される予定でありました。また、豊栄川の拡幅に伴い、国道40号線の陸橋については撤去工事が平成17年から行われている状況にあります。この二つの工事は、いずれも交通の要衝にあり、また地域にとっても住民も含め将来的には快適で安心して暮らすことのできるまちづくり事業であると考えております。特に40号線の陸橋の撤去工事については、車はもちろんのこと歩行者、自転車の通行に非常に危険を感じるのとあります。また、周辺の農地、団地への出入りについても同じであります。できるだけ早い完成を望むものでありますが、工期についてお伺いをいたします。豊栄川の改修についても当初予定よりもおこなっているのではないかと思うのであります。先日の報道にありましたように、北海道の17年度決算が7億円程度の赤字になるとのことであり、大変気にしているところでもあります。これらを踏まえて、この二つの事業についての進捗状況等をお知らせいただきたく思います。

また、市道16線沿い東8号から国道40号までの改修計画では、河川は北側に移動する予定であります。現状でも狭い通学路であることを考えるとき、この工事にあわせて拡幅し、子供たちや住民にとって安全、安心の道づくりをすべきと思いますが、見解についてお知らせいただきたく思います。

次に、JPDOの進めるガス発電所の現況と誘致についてお伺いをいたします。1998年に設立されたJPDO、北日本パイプライン開発機構株式会社は、サハリン天然ガスをパイプラインで北海道及び北東北に導入する事業の受け皿会社として設立し、2004年から名寄天然ガス発電所について環境アセスメントの事前調査が行われ、2005年12月に環境影響評価方法書をまとめて経済産業大臣、北海道知事、名寄市長に提出さ

れ、工事縦覧の開始となりました。2006年1月には縦覧結果を取りまとめて、経済産業省に報告され、これに基づいて今回の経済産業省の現地調査となったと聞いているところであります。2011年には供給開始を予定しているようですが、このプロジェクトが実現すれば地域にとっては大きく振興にかかわってくることは申し上げるまでもありません。今回は、環境アセスメントに関する調査ですが、今後着工に向けての動きが出てくる段階では行政に対しての要請等出てくるものと考えます。風連町との合併、大学の4大化、道立公園の誘致など、今後さらに努力すべき課題はあるものの、一定程度めどはついた今、新たな飛躍に向けて対応していくべきと考えます。昨今の状況では企業誘致などを考えられない中で、今回のJPDOの計画は地域にとっては大きな希望となるものであります。行政としても積極的に誘致活動などするべきと思いますが、見解についてお伺いをいたします。

次に、平成18年度教育行政執行方針についてお伺いをいたします。執行方針では、合併といった歴史的な年であることも踏まえ、個性にあふれ、学び合い、地域文化が花開くまちづくりを目指して効果的な行政を進めるとのことです。学校教育では、平成14年度から実施されたゆとり教育を理念に据えた新学習指導要領が実施されたことは執行方針にも述べられているとおりであります。このゆとり教育が実施されてから数年を経過し、その評価については各面において各種の意見や議論、検討がなされているところであります。例を挙げて申し上げますと、2002年度に実施されて1年後の2003年2月には、文部科学省の特集で新しい学習指導要領を導入した小中高校の教育の中で学力低下不安が広がっているとの調査報告がなされたのであります。また、同じく2003年10月には中央教育審議会が2002年度から導入された小中学校の指導要領は学力低下の懸念があるとのことから、歯どめの規定

の緩和を打ち出し、学びのすすめを発表するなど、学力重視の方針転換を余儀なくされたのであります。2004年11月には、文部科学相がOECD、経済協力開発機構の学習到達度調査で日本の子供の学力は高水準を維持しているが、学ぶ意欲に欠けると分析したことを踏まえて、全国学力テストを復活させるなど、ゆとり教育を転換し、子供たちに競争意識を持たせることも必要であると述べるなど、ゆとり教育に対する改革論議や提唱が各界でなされたのであります。

申しあげましたOECD、経済協力開発機構は世界の41カ国が加盟し、パリに本部を置き、義務教育修了段階の15歳の生徒が実生活で直面する課題に知識や技能をどの程度活用できるかについて評価するテストを2年ごとに行っているところでもあります。その結果、日本の高校1年生の読解力はOECD加盟国平均を下回り、前回調査の8位から14位に、数学的応用力も1位から6位とそれぞれ大きく後退したのであります。一方、小学4年生と中学2年生を対象に基礎学力を調べるテストが行われました。IEA、国際教育到達度評価学会の調査で公表されましたが、小学校理科の平均得点もダウンして前回の2位から3位に、中学校では4位から6位に後退するなど、主なアジア各国よりも順位が後退したとの報告でありました。これを受けて、文部科学省は授業内容を改善するための指導資料作成や全国学力テスト実施などの対応を進め、学力の向上を目指すとの見解をまとめたのであります。

今年度の名寄市教育執行方針では、学校教育について確かな学力と掲げ、学力の向上を図ることが述べられたのであります。特に総合的な学力の向上を図るため朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進し、家庭学習の励行と基礎、基本の定着に努めるとのことではありますが、名寄市教育長として2002年から実施されたゆとり教育に対する評価、そして申しあげました学力低下に対する名寄市としての状況とその対応などをお伺いし、

あわせて執行方針で述べられました学力向上への具体的な対応と考え方があればお知らせをいただきたく思います。

また、昨今の子供たちを取り巻く社会環境は、どこにいても危険な状況に変化してきております。次から次へと毎日のように痛ましい事故が多発しております。執行方針に述べられているように、未然防止に向け地域や保護者、関係機関との連携を一層強めるなどの安全策を充実するとの方針であります。最近の事件の発生状況から見ると、全国的に都会、田舎関係なく起きていることを考えるとき決して油断はできないのであります。考えられるすべてについて留意し、子供たちに万が一のないようお願いを申しあげ、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。ただいま小野寺議員から大項目で2項目にわたっての質問をいただきました。2項目めの教育執行方針にかかわる部分については藤原教育長から答弁とさせていただきます。

最初に、平成18年度市政執行に当たっての諸課題について、合併後の市政運営と対応についてのお尋ねがございました。合併初年度の重要課題についてであります。新市の重要課題は一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図ることです。市民の一体感や連帯意識が育つためには新市建設計画を着実に推進するとともに、一体感を醸成する施策並びに総合計画策定や各種計画の一元化などを図る取り組みを進めていかなければならないと考えております。また、それぞれの地域における自然環境や観光施設などを守り育て、市民の共有財産として広くPRすることが重要と考えております。そこで、各種イベントや祭り、文化交流施設などを市広報などによりPRに努めるとともに、施設見学会を通じて市政に対する理解を深めていただき、多くの市民の皆さん、市民団体にも呼びかけて、取り組みを進めていくことに

しております。

次に、合併特例債の考え方についてであります。合併特例債は、合併市町村がまちづくりの推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について発行が認められており、合併年度及びこれに続く10カ年活用することができます。5月に合併特例債に関するヒアリングを既に終えておりますが、公共施設の施設整備等に76億4,000万円、合併振興基金に11億7,000万円、合わせて88億1,000万円と見込んでおります。合併特例債の対象事業は、旧市町村相互間の交流や連携が円滑に進むような公共施設の整備、類似の目的を有する公共施設を統合する事業などとなっております。過疎債と同様に事業費の95%に充当され、元利償還金の70%が普通交付税で措置されますので、適切な公債費管理を前提に、新市建設の貴重な財源として有効活用してまいりたいと考えております。

平成18年度予算における具体的な利用につきましては、1番目に地域情報コミュニティ施設整備事業、エフ・エムなよろの関連でございますが、680万円、北国雪国ふるさと交流館建設事業に6,180万円、まちづくり交付金の道路事業に4,620万円、児童会館整備事業、これに3,110万円、給食センター整備事業等に計画をしております。公共施設整備事業分でおよそ2億円、基金分に5億5,000万円と合わせて7億5,000万円を要望しているところであります。

次に、行財政の改革について具体的な行政改革と主な課題についてお尋ねがございました。国、地方とも未曾有の財政逼迫が進み、構造改革、人口の減少、少子高齢化などにより、地域の財政がさらに縮小されていく中、国から地方へ、官から民への潮流は一層強まり、地方分権下における自己決定、自己責任の行政運営が求められております。こうした状況下で従来どおりの行政手法を続けていけば、本市のような自主財源だけで運営できない自治体においては、極めて危機的な状態に

陥る危険性があることをしっかり認識することが必要であります。重要課題として、一つには地方分権の推進に伴う対応、二つ目には健全財政の対応であります。この認識に立ち、将来に向けた強固な行財政基盤の確立や時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を構築するため、行財政改革推進計画を策定し、取り組んでいかなければならないと考えております。今回策定いたします計画では、総務省より平成17年3月に示されております地方改革の指針に基づき、一つには民間委託等の推進、二つ目には定員管理の適正化、三つ目には給与の適正化、四つには事務事業の再編、整理、統合、廃止、手当の総点検、五つ目には第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果など6項目について実施期間や各年度ごとの数値目標を定め、集中改革プランとして別途策定し、行革の進行管理を図ってまいりたいと考えております。

なお、合併前に旧の両市町で取り組んでおりました行革の未実施分につきましても新市の計画の中に盛り込み、実効性の高い計画を策定してまいります。

次に、財政の改革の関連でございますが、総合計画策定及び短大の4大化計画策定時に中長期の財政計画を立て、行財政改革を進めてまいりました。特に短大の4大化計画時には他市町村に先行する形で行財政改革を進めてまいりましたので、多くの事務事業の見直しをやり尽くした感があると考えております。今後の財政改革のポイントは、1点目は平成19年度から実施予定の新型交付税を初めとする第2期三位一体改革が地方の自立化、交付税削減の方向で進展する状況の中で、2点目は基金に依存する財政運営にも陰りが生ずる中、合併特例債及び過疎債を有効活用しながら、多くの財源を伴う事業が山積することが想定される新市総合計画の財源を担保すること、3点目は学生が全学年そろそろまでの大学の円滑な運営に対する財政支援を継続しながら、さらに市立総合病院の健全化をどう構築できるかで、新たな財源確保の

対策、歳出削減も含めて重要と考えております。中長期的な財政再建を目指す政府の歳出歳入一体改革の協議が大詰めの段階に来ていますが、骨太の方針2006の閣議決定が7月にずれ込む見通しで、今後も情報収集に努め、新市総合計画を初め各種計画と総合調整しながら、財政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の予算について、本予算を組むに当たっての視点をどこに置いたと、このようなお尋ねでございます。本予算は、地域経済及び雇用にも配慮した公共施設の整備、産業基盤、観光資源の整備拡充、学校教育環境の充実、名寄市立大学の円滑な運営と地域への貢献、より効果的で持続可能な福祉サービスの5本の柱をさらに合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進につながる事業費も盛り込み、編成いたしました。一般会計の規模は184億521万6,000円となり、普通建設事業費は22億8,500万円、合併協議の新市建設計画書の財政計画の22億円を若干上回ることになりました。主な事業は、北国雪国ふるさと交流館建設事業、地域情報コミュニティー事業、アスパラガス自動選別施設整備事業、道の駅整備事業、小学校パソコン更新事業、名寄市立大学地域ケア実習室等改修事業で、風連児童会館整備事業は図書館の電算システム化に対応して分館機能を充実させるため、内部改修を行う予定であります。また、給食センター整備事業は次年度に統合を目指し、実施設計と外部改修、屋根防水等を行い、内部改修及び備品整備は補正で対応することにいたしております。肺炎球菌予防接種事業は、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を基本に、住民の健康と命を守る事業として取り組むことにいたしました。これらの事業を通じて、合併に伴う融和を促進して、新しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の関連についてでございます。国は、地方交付税の算定を簡素化し、人口、面積

を基本に配分する新型交付税制度を平成19年度から段階的に導入、3年後に現在の交付税総額の3分の1に当たる5兆円を新型交付税に移行することを検討しているようであります。現時点では具体的な計算方法が明らかになっていないため、削減見込額の試算はできませんが、単純に人口面積だけの配分方法を採用すると、大都市部など人口の多い自治体に交付税が集中し、過疎地域の交付税が減る可能性が高いと言われております。平成13年度の骨太の方針から始まる3年間は、臨時財政対策債で実質財源補てんされ、平成16年度は多くの自治体から予算が組めないとの悲鳴が上がり、平成17、18年度は16年度をベースに安定的な財政運営に必要な一般財源の確保が約束されました。このような経過から推測すると、平成19年度からスタートする第2期三位一体改革は地方に厳しい内容になることが想定されます。今後7月に骨太方針2006が公表される予定になっており、制度改正が地方分権改革の推進につながるよう、今後も地方六団体と連携してまいりたいと考えております。

また、合併に伴う地方交付税による財政支援は、普通交付税は平成18年度から5年間、各年5,162万4,000円で、トータル2億5,812万円、特別交付税は平成18年度から3年間で4億2,000万円、平成18年度は2億1,000万円、平成19年度は1億2,600万円、平成20年度は8,400万円と、このように試算をし、平成18年度分は本予算に計上して予算を編成いたしております。

次に、総合計画の策定についてのお尋ねでございます。総合計画は、地方自治法の規定に基づき、合併後の新しい名寄市の将来像とその実現に必要な施策の方向性を示し、通常基本構想10年、基本計画5年、5年という構成となり、市政の運営を総合的かつ計画的に実現するための基本指針となるものであります。また、総合計画は、市民ニーズに対応する市民のための計画であり、その実

現に当たっては市民を初め地域、企業、各種団体などが一丸となって取り組むことが重要であると考えています。現在名寄市は、新市建設の基本方針や施策を定めたものとして、旧両市町の合併協議会が合併特例法に基づき策定をした新市建設計画があり、全世帯を対象としたアンケート調査やワークショップなどの手法により、住民意見を集約して、合併協議会において数多くの議論を重ねて策定されたものであります。こうした中、新しい総合計画は多くの住民意見をもとに策定された新市建設計画を基本に、市長のまちづくり公約、各界各層の意見、市民の意見を盛り込み、名寄市総合計画策定審議会の答申を受け、市議会の議決を得て、策定をしていきたいと考えているところであります。また、準備期間としては、日程的に大変厳しい状況にありますが、計画の期間は平成19年度を出発年次とし、平成28年度を目標年次とする10カ年計画を予定しております。早急に名寄市総合計画策定基本方針を作成して、議員の皆さんにお示しをさせていただき、作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併前に旧市町ごとに計画し、未実施や継続となっている主要個別事業については、建設計画に伴う実施事業整理表で把握しておりますので、新しい総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

総合計画の策定に当たりましては、今後の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、各地域の現状を踏まえ、より広い見地と成果重視の観点から既存の施策や施設等のあり方を含め、施策の必要性、重要性、優位性について総合計画策定審議会の各部会で審議をいただき、計画を取りまとめていくとともに、それぞれの地域の特色を生かした事業展開をしてまいりたいと考えております。

次に、道立公園サンピラーパークのオープンについてのお尋ねがございました。道立サンピラーパークは、平成14年度本工事に着手して以来、事業費ベースで平成17年度末には60%の進捗

率となっており、さらに平成18年度末では93%になる見込みで、ほとんどの施設ができ上がることとなります。道立施設としては初めてのカーリング場を併設しているサンピラー交流館は、9月末に完成を予定しておりまして、この施設をメインにオープン記念式典を11月11日に行う予定となっております。式典につきましては、平成15年にオープンした函館の道南四季の杜公園を参考に、名寄市長が委員長を務め、上川北部の各自治体の協力を得る実行委員会方式で行い、セレモニーにつきましてはカーリング場を使用して、名寄カーリング協会や姉妹都市のリンゼイ友好委員会と連携を図りながら、カナダのチームとの対戦できる競技会や講習会、また屋内遊技場もできるということで、子供たちを対象にしたイベントなど、多くの市民に参加していただけるような開園式になるよう今後とも北海道と協議を進めていきたいと考えております。

次に、高速道路の整備についてであります。高速道路の士別剣淵一名寄間2.4キロメートルのうち、士別剣淵インターから多寄町までの1.2キロメートルは、議員のおっしゃるとおりことしの2月7日の第2回国土開発幹線自動車道建設会議において新直轄方式で建設着工が決定をいたしました。その内容は、全体事業費の20%を削減をして、1.2キロメートルは新直轄施工区間と国道40号までのアクセス道路が道道のため、北海道のこの施工もあるわけでございます。また、本年度事業は調査測量を予定することでありまして、行政による要望は比布町から名寄までの期成会構成市町村を中心に国土交通省、財務省、管内選出国會議員、北海道開発局等に対して行っておりますが、全線開通なくして高速道路の効果が発揮できないことは明白でありますので、継続をして要望行動を行ってまいります。

当地域の市民団体も毎年フォーラム等各種活動を展開しており、去る6月9日には士別市を会場に関係者、沿線住民も含めて550名余の市民を

集めて開催をされました。このような市民団体による高速道路の必要性を訴える活動は、事業推進に大きな影響を与えるものと考えており、これらの取り組みに当たっております団体の皆さんにも感謝を申し上げるところでございます。今後も引き続き連携をして、早期に本体着工に結びつくように努めてまいりたいと考えております。

次に、サンルダムの早期完成に向けてでございます。サンルダムは、洪水調整、水道水や工業用水、農業用水の確保、水力発電及び従前のダムにはなかった渇水時における水量の確保による河川環境の保全を目的とする多目的ダムとして計画をされたものであります。平成9年の河川法改正で、河川整備計画策定に当たって学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映させる手続が導入されました。これを受けて設けられたのが天塩川流域委員会です。委員会は、17名で構成されていますが、当地域に生活感のない一部の委員からダムは不要との意見があり、当初の計画が大きいくおけている状況であります。住民の安全と安定した農産物の生産、清涼な飲料水の確保等を実現するため、ダムの早期建設を望む流域の多くの方が残念に思っているところであります。既に本市を含む流域市町村の議会議決もされており、一刻も早い本体着工を願い、関係機関や国に要望を続けておりますが、高速道路建設促進活動の民間団体のパワーと同様に、新たに設立された会のメンバーは過去に名寄川の被害に幾度となく被災しながらも、農地を守り続けてきた方々でありますので、ダム建設の必要性を訴えるに大きな説得力を持つことと思えます。来月3日には名寄市民会館において名寄市の経済界や農林団体を中心に、サンルダム建設促進市民大会を開催すべく準備をいただいております。盛大に開催されますことの成果を持って国に対する要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業関係についてお尋ねがございました。新名寄市の農業農村は恵まれた自然環境の中で安

全、安心で、品質の高い食料の安定的な生産供給を初め、国土の環境保全、美しい景観の形成など農業の多面的な機能の発揮を通じ、市民の健全な暮らしを支えるとともに幅広い産業と結びつき、地域の基幹産業として重要な役割を果たしております。しかし、担い手の減少や高齢化、食の安全、安心に対する消費者の高まり、さらにはWTO等の農業交渉の進展や国の新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革等、農業情勢は大きな変革期にあります。これまで旧名寄市は第2次名寄市農業農村基本計画、旧風連町はJA風連が策定した風連町地域農業振興計画に基づき、農業農村の振興を図ってまいりました。今日新名寄市としての発足に伴い、情勢の変化や課題に的確に対応し、持続的に発展する新市の創造的な農業農村づくりを目指して、農業農村振興施策の指針となる（仮称）新名寄市農業農村振興計画を新名寄市総合計画策定と並行して平成19年度のスタートを目標に策定してまいりたいと考えております。

次に、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、農業従事者の高齢化、後継者不足は依然として進行しており、本市の持続的発展にとって担い手の育成、確保は最重要課題と考えております。本市としては、農家子弟はもとよりUターンや新規参入者など多様な担い手への就農支援や農村青少年の組織であります4Hクラブ、アグリエイトクラブなどへの活動支援や研修等に引き続き支援をしてまいります。また、農村女性の直売、加工、福祉活動等、能力の発揮できる環境づくりに意を配してまいります。さらには、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者への誘導、農業生産法人化の推進など、総合的な担い手の育成、確保対策を推進してまいります。

次に、北海道は、受益者の負担軽減を目的とした食料環境基盤緊急確立対策事業を平成13年度から平成17年度まで5年間実施してまいりましたが、施策を継続するために持続的農業農村づく

り促進特別対策事業を平成18年度から平成22年度までの5年間実施することといたしております。いわゆる新パワーアップ事業でございます。事業内容といたしましては道営事業が対象で、対象工種及び農家負担につきましては、暗渠排水、区画整理、土層改良が7.5%、用水施設が10%の農家負担となり、本対策の道と市の負担割合は1対1となっております。名寄市の事業内容等取り組みにつきましては、道営経営体育成基盤整備事業2地区、道営地域水田農業支援緊急整備事業2地区、道営畑地帯総合整備事業1地区の5地区が採択となっており、さらに平成19年度新規採択で道営経営体育成基盤整備事業1地区を要望しております。対策期間中6地区の事業内容は、暗渠排水1,382ヘクタール、区画整理120ヘクタール、客土及び土層改良74ヘクタール、用排水路42キロメートルが予定され、総事業費約55億6,000万円が見込まれております。

また、この事業の推進体制についてもお尋ねがございました。平成18年度の土地改良事業の推進体制ですが、名寄市土地改良事業推進協議会と風連町生産基盤整備事業推進協議会の二つの体制で推進しています。旧名寄市の推進体制は、昭和45年から継続され、水田、畑、畜産と異なる事業の推進を行っています。旧風連町の推進体制は、昨年平成17年度から始まりまして、水田地帯を対象とした規模の大きな事業推進を行っています。これらの推進事業、事業量等の相違から、平成18年度合併にはまだ至っておりませんが、平成19年度合併に向け、各協議会で議論するよりも負担団体の名寄市、道北なよろ農業協同組合、てしおがわ土地改良区で合併準備委員会を設置し、素案を作成し、各推進協議会の了承を得て、合併に向けていく手順を各協議に提案をさせていただいている段階であります。先般6月9日に行われた名寄市土地改良事業推進協議会総会におきましても提案をさせていただき、了解をいただいたところであります。さらに、7月開催の風連町生産

基盤整備事業推進協議会の総会にも提案させていただき、了解を得て、合併に向け準備を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、名寄市立大学についてのお尋ねがございました。名寄市立大学の開学に当たりまして、受験者や入学者数などから見ても一定の評価をいただいたと考えております。大学設置認可申請の際に本学の教育研究上の理念、目的の一つとして地域貢献をうたっております。さらに、このことを実現するための方策として、地域交流センターの設立を掲げております。これは、大学の社会に対するマニフェストとも言うべきものでありまして、履行する責任を負うものであります。現在地域交流センターの手がける事業も含めて学内における検討を進めておりますが、関係機関、団体や市民もその構成メンバーとなるものでありまして、今後相談をしながら、早期の立ち上げを目指したいと考えております。また、その間に大学としてできる活動としてのお話がありました。食育に関する高大官連携事業や名寄保健所管内の管理栄養士等との栄養教育に関する共同研究などにも取り組んでおります。今後は、保健、医療、福祉を初めとする地域課題について市民とともに取り組むことで、地域づくりの一翼を担えればと考えております。

次に、奨学金制度についてもお尋ねがございました。短大としては、昭和54年度から奨学資金貸付条例に基づく制度を持っております。しかし、かつての日本育英会、現在は日本学生支援機構と組織が変わっておりますが、こちらの奨学金を活用する学生が多く、償還圧を考えると多額の借入れは厳しいのではないかと考えております。今後学生や保護者の意向を把握するとともに、どのような制度が望ましいのかを検討してまいりたいと考えております。

次に、豊栄川の改修の関連でございます。豊栄川は、平成14年3月、1級河川に昇格後北海道

が事業主体となり、河川改修事業が進められており、平成17年度まで豊栄川遊水池から東8号道路付近までの改修や旭ヶ丘団地の局部改修、深名跨線橋撤去に伴う東9号橋かけかえを行ってまいりました。平成18年、19年度は、東8号道路の箭原橋かけかえ工事を実施する予定で、現在仮道、仮橋の工事に着手するところであります。全体事業計画は、平成15年度から21年度までであります。国や北海道の財政事情などから全体で2年程度のおくれが出ている状況でありますので、できるだけ早い完成に向けて北海道へ要請をしているところであります。

一方、豊栄川改修により着手された深名跨線橋の撤去工事は、付近に居住する市民の皆さんの協力をいただいて順調に工事が進んでおりますが、一部基礎工事の見直しで2カ月半のおくれが出ましたので、今年度中、平成19年2月に想定をされますが、完成できると事業主体の旭川建設部からお聞きをしているところであります。16線道路の拡幅改良につきましては、道路用地、南側住宅団地の状況から大変困難な環境にありますが、通学路でありますので、河川改修後の用地内で安全な道路環境づくりをしてまいりたいと考えております。

次に、JPD Oの進めるガス発電の現況と誘致についてのお尋ねがございました。平成10年、北海道政経文化同友会を母体として北日本パイプライン開発機構株式会社、JPD Oが設立され、サハリン州から豊富で安価な天然ガスをパイプラインにより北海道及び東北地方に供給する事業計画を進めているところであります。計画によりますと、名寄は主要拠点と位置づけられており、天然ガスによる発電所の建設計画が予定されております。JPD Oによれば今まで行われてきた建設予定地周辺の住民説明や経済産業省の現地調査を踏まえ、今後は環境アセスメントなど諸手続を経て、平成20年に発電所建設工事を開始し、平成23年には天然ガスによる発電開始のスケジュール

で進行するとのことであります。この壮大なプロジェクトが実現すると、発電を基盤とした新産業の創出につながることを期待でき、新たな雇用が生まれるなど、名寄市はもとより道北地域の振興に大きく貢献するものと思われまます。名寄市は、商工会議所と情報交換をしながら、JPD Oに対し発電所建設予定地の協議、関係町内会の仲介、地形などの既存資料の提供などをしたところであります。今後環境アセスメントの調査や具体的な実施計画が示された場合、市民に情報公開や市の役割について十分検討してまいります。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。

私から大項目の2、教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、（1）、ゆとり教育に対する評価と（2）、学力低下に対する対応の二つについてまとめてお答え申し上げます。御案内のとおり、平成14年度から実施されました新しい学習指導要領は、これまでの知育偏重教育からの脱皮を図り、過度の受験競争を緩和するとともに、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3本柱から成る生きる力をはぐくむ教育への質的変換を図ることにありました。このことから、総合的な学習の時間や選択学習の導入により創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開する中でみずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めてまいりました。しかし、一方では内容を大きく厳選したために、ただいまの議員のお話のとおり、学力が低下するのではないかと、そのような懸念が大きくクローズアップされたことも事実であります。これらを受けまして、文部科学省では平成15年に学習指導要領のいわゆる歯どめ規定等の見直しを図る中で、学習指導要領に示されている基礎的、基本的な内

容を確実に定着させるとともに、発展的な内容も取り扱えるようにしたことから、平成17年度使用の小学校教科書、平成18年度使用の中学校教科書においては、発展的な内容が盛り込まれ、児童生徒の実態に応じて指導できるようになっております。

名寄市教育委員会といたしましては、OECDによる学力調査結果における読解力の低下や勉強時間の減少傾向などを重視し、より一層の基礎学力の定着に向けて平成16年度から一つには基本的生活習慣の定着、二つには読書活動の充実、三つには家庭学習の習慣化について各学校での継続的な取り組みを求めるとともに、発展的な学習についても児童生徒の実態に応じて積極的に取り扱うよう各学校に指導してまいりました。また、指導方法工夫改善事業や上川管内教育研究推進校などの指定を積極的に受けることなどを通して、学校力の向上に努めてきているところでございます。特に風連中学校では、文科省の学力向上フロンティア事業の指定で大きな成果を上げ、昨年度で終了いたしました。引き続き同体制により学力向上に取り組んでおりますし、名寄中学校、名寄東中学校におきましても今までの生徒指導重視から今年度は学習指導へと転換して、学力の向上を目指しております。また、小学校におきましても平成16、17年度に名寄小学校、風連中央小学校がそれぞれ算数科における学習指導の研究で道教委より実践研究論文の全文掲載等表彰をいただくなど、名寄市における学力の向上に向けての取り組みは全道的に高い評価を受けております。今後とも学校、家庭、地域の連携を通して、子供たちが心身ともに健全で生活し、みずからの学力を向上させ、多様な経験を通して豊かな心を培えるよう各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、安全、安心の環境づくりに向けて、お答え申し上げます。平成13年6月の大阪教育大附属池田小学校殺傷事件から5年目を迎え

ましたが、今回の秋田県藤里町の小1殺害事件に至るまで、各地で連日のように子供たちが被害者になる痛ましい事件が相次いで発生しており、教育関係者はもとより多くの国民に衝撃を与えるとともに深い傷跡を残しております。この池田小事件を契機に、危機管理のあり方が大きく問われたことは記憶に新しいところであります。旧風連町並びに名寄市教育委員会といたしましては、これまでも児童生徒の安全確保を最優先に安全管理、安全指導の徹底に努めてまいりました。名寄地区におきましては、御案内のとおり平成13年末に発足した子ども110番の家を初めとして、地域の大きな御理解と温かい支えのもと、安心会議がまず東小学校区に組織され、その後市街地の全小学校区に組織されて、さらには平成17年度には名寄市安心安全円卓会議を結成し、安心会議相互の連携強化や情報交換等を行っているところであります。各校区における安心会議も発足当初は校下の家庭に黄色いSOSのステッカーを張ることからスタートしましたが、現在ではそれぞれが創意あふれる特色ある取り組みを展開しております。また、風連地区におきましても地域の協力を得ての不審者対策駆け込み訓練や学校安全パトロール、愛のパトロールなど地域の実情に応じ、さまざまな取り組みが進められております。

各学校におきましては、それぞれの実態に即した危機管理マニュアルや安全マップを作成し、ハード面の安全管理とソフト面での安全教育、訓練、指導などさまざまな取り組みを行いながら、教職員個々の指導力の向上に努めております。

名寄市といたしましては、学校間や庁内のネットワーク化を通して事件事務情報の伝達、事後対応についての迅速化を図るとともに、庁用車による街頭パトロールなどを通じて、事件事務の未然防止・抑止と市民の生活安全意識の高揚に努めているところであります。しかしながら、学校や保護者、行政の取り組みのみですべてを網羅することは難しく、何といたっても地域と一体となったさ

さまざまな対策が求められております。地域の子供は地域全体で守ることを合い言葉に、行政、関係機関、学校、地域など市民が一体となって安全対策の推進に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知識員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。幾つかについて要望なり、質問をしておきたいというように思います。

まず、合併後の市政運営、合併初年度でございますので、先ほど市長の答弁でお話ありましたとおり、重要課題は一体性、あるいは均衡ある発展等々、すべての面で一元化を目指すことがやっぱり重要だというように言われております。私もそのとおりだというように考えまして、早急にそれら一体感の持てる施策、あるいは行動というものをやっていかなければならないだろうというように考えております。あわせてそれらが市民に十分に理解いただけるような策となるように心からこれはお願いしておきたいというように思います。

また、合併特例債の関係なのですが、これについてはほかの方の質問もございまして、簡単に要望しておきますけれども、ぜひこの合併した市町村にだけ与えられる有利な起債であるという認識のもとで、この合併特例債を有効に活用していくということが大切だというように私は思います。新市建設計画でいろいろと議論があった課題もあるわけですが、将来的にこの地域の発展に結びつく大きな取り組みに対しては、積極的にそれら合併特例債というものを活用していくべきだというように私思いますので、ぜひそれらを御検討されて、対応を図っていただきたいというように思います。

それから、総合計画ですが、お話ありましたとおり総合計画はその自治体の将来を決める大きな指針でありまして、それら市民の十分な認識とい

いますか、協議あるいは意見拝聴の中で決めていくという、そういうことが重要なのでございますが、非常に期間が短いわけです。今までの経緯でいいますと、約2年をかけて総合計画をつくってきたのですが、その期間が短いがために上滑りしていくようなことになると大変危険なことになるのではないかとということにも考えております。たまたま合併協議会では新市建設計画というものができていますので、それらを勘案すると大体1年ぐらいでできるのかなというように単純な考え方もできるわけですがけれども、しかしながらそれらあるから手を抜くということではなくして、初心に戻って建設計画を披瀝しながら、やはり市民の意見を聞いて、審議会の中で十分な議論をしていただいて、まとめていただきたいというように思います。総合計画ですから、今から2年かけると本当に2年おくれるのではないかとということさえも心配されるわけですし、そういうことを考えるとぜひ期間は短いですが、抜かりのない対応を図って進めていただきたいというように思います。

それから、サンルダムの問題なのですが、市長からもお話ございましたけれども、反対派の行動というのが私には非常に不可解に思えてならないわけですし、先日も報道で国土交通大臣に対して反対市民の要望を持って、署名ですね、署名を持って反対表明をしてきたというような話でございましたし、あるいはまた天塩川の流域委員会の中でも議論が非常に的を射ないといいますが、結論が出ない意見が非常に出ていているというような話でございまして、それらの反対する人たちの意見、あるいはその反対行動をとる人たちは、この流域に住んでいない人たちが中心だということが私どもにとっては非常に不可解というよりも問題があるのではないかとということに思うのです。そういう災害が起きたときに被害をこうむるのは、この流域にいる人たちが大半なのですと。農家の人たちを初めとして、この地域の人たちが被害を

こうむるわけでした、それらが置き去りにされて、そして何々団体、何々団体といういろんな団体がございますけれども、そういう人たちは札幌だとか旭川とか、天塩川流域にいない人たちが大見えを切って反対しているという現実、これはやはりこの地域の我々にとっても見直さなければならぬし、反省しなければならぬ一つの大きな視点だろうというように考えております。ぜひここの辺の現実を踏まえて、これからの取り組みに強く当たっていただきたいというように思うところがありますが、いま一歩賛成派の行動が不足していた部分もあるかというように思います。我々としても、賛成派の行動には十分にこれからまた反省しながら取り組んでいかなければならぬだろうというように思いますが、これらについても意見を求めてもちょっと難しいかもしれませんので、これは要望させていただきます。

それから、教育行政なのですが、たまたま今教育長のお話で、ゆとり教育に対するいろんな見解、あるいは現状を説明されましたけれども、安心したのはこの地域が学習にかかわって全道レベルでもそう落ちた状況にはないと。逆に高いレベルで推移しているということをお伺いしたわけでした、それを聞いて安心したのですが、しかし私は安心はしてられないのではないのかというようにも思うわけです。たまたま執行方針の中にも述べられておりますとおり、学力向上のために朝読書をさらに進め、そして家庭に協力を求めるというような話でもございましたけれども、そこに述べられているのです。しかし、それで果たして学力の低下を防ぐことができるのか、そして向上を求めることができるのかということを考えたときには私心配なのです。なぜ心配かといいますと、以前と比較いたしますと現在は競争意識が全然ないわけです。子供たちみんなが公平、それはいいことなのです、公平というのは。しかし、いい意味で競争意識というのをどこかに持たせないといかぬというように私は思うのです。そういう努力を教

育委員会としてどこでそういう形をあらわすのか、そういう取り組みを進めていただきたいと思うのですけれども、例えば以前は運動会なんかでも、全部がそうではないです。運動会なんかでも徒競走をやって、そして1位になった、2位になったって子供たちが喜んだり、残念がったり、来年はよし、やるぞということをやったりしているのですけれども、たまたまあるところの運動会では順位のあれはやめたというようなことも聞いておまして、そういうことは子供たちに励みをなくしてしまうという、そういう現実が私はあるというように思うのです。だから、そういうところからぜひ私は競争意識を、いい意味での競争意識を持たす努力は教育委員会としてすべきだというように思うのですけれども、ここの辺についての見解、教育長、あればお伺いをしておきたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） それでは、ただいま学力についてのお尋ねがございました。御案内のとおり教育の原点というのは、一つは子供たちを伸び伸び健やかに育てることであり、一つは知、徳、体、最近はその食が加わってまいりましたが、知、徳、体のバランスをしっかりとると、こういうことと、そして新しい教育の流れとしてはゆとりと充実をセットにして考える。ゆとりだけを考えるのではなく、また充実だけを考えるのではなく、このバランスをしっかりと考えていくと、こういうことでもございまして、今考えられている学力というのはかつて例えば東大、四当五落なんて言った時代がございました。4時間しか寝なければ合格して、5時間寝た者は合格しないとか、こんな言葉が流れる時代もあったわけですが、今はそういう知識の量とあわせて興味関心だとか意欲だとか、それからもう一つは課題なんかを解決したり、物をつくり出したりする、そういう能力まで総合的に考え、これを今確かな学力と、こう言っているのですが、こういうこと求め

られているところなのでございます。そういう中で、子供たちが切磋琢磨することも生きていくためには必要でないかと、こういう今お話でございました。これはお話のとおりでございます。ナンバーワンよりオンリーワンという言葉が随分歌の中ではやりました。しかし、これもただ表面的にとらえると大きな問題があるわけでありまして。私は、やはり子供が成長していく中ではナンバーワンを競い合う、そういうプロセスも大切だと思っているのであります。ただ、私たちに大切なのはその評価のあり方でありまして。ナンバーワンになれば本当にだめなのかということでありまして。ですから、その子供たちが持っている能力をしっかり生かし切ったときには、本当に5をあげたい。それから、5の力持っているのに1か2しか出していない子は、比べてみたら5であっても、そういう子はやっぱり2か3でないかと、こういう評価の考え方をしっかりと持っていくことが大切であると、こう考えているのであります。私たち日本の社会ではこの考え方、いわゆる絶対評価的な考え方というのはなかなかまだまだなじみが薄いところがございます。どうしても他と比較して物事を考えてしまうという、そういうところを一つには改善していかなければならないと、こう思っているところでありまして。ただ、オンリーワンも大切であります、やっぱり自分の力をしっかりと出すオンリーワンであってほしい、こういうことを私は名寄市の各学校関係者にかねがねお話をしているところなのでございます。

しかし、そうはいうもののやはりいわゆる知識の量というのも大切な要素でございます。そういうことから、一つには発展的な学習についても校長会等を通して生徒の実態に応じてしっかりと取り扱うよう指導してございます。それから、少人数指導、チームティーチングなども充実するように努めているところでございます。例を挙げますと、教員の加員配置、定数がございます、各学校には。しかし、名寄市は平成18年、実に15名

の教員の加配をいただいております。こういう中で、それぞれの学校が少しでもゆとりを持って、子供たちにしっかりと学習に励めるように努めているところであります。それと、もう一つは、教員の研修、授業をどうやって効果的に子供たちにわかるように教えていくか、こういうことは日常当然のこととして取り組まさせていただいておりますので、そういうのとあわせて先ほど議員がお話しになりました家庭の協力とか読書とか、こういうものも相まぜてしっかりとした子供の力をつけてまいりたい、こんなふうに考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併後の市政運営について何点か御意見も含めて再質問をいただきました。合併後の初年度における重要課題についての御意見もありました。私は、6月6日に全国市長会があった際に風連町が長く交流を深めておりました杉並区と新名寄市が従前の交流を引き継ぐ形で交流の協定に立ち会い、締結をいたしました。杉並区の皆さんもそうした新名寄市に対する交流もまた期待をされているということでありまして、このような事案を含めて、やはり当面はイベント等を通じていろいろな交流の輪を広げていくことが一日も早く一体感をつくることにつながるのではないかと、このように思っております。6月17、18日に白樺まつりが風連町の会場で開催をされますが、私どももぜひ多くの市民に向いていただいて、交流を深めることがこうしたことにつながるものと、このように期待をしているところでございます。

特例債の関連についてもお尋ねがございました。先ほど答弁を申し上げましたけれども、特例債の総枠が75億円ということでございます。基金の方も11億円あるわけでございますが、基金はもともとはやはりこの果実を生かしてまちづくりに寄与するというのがねらいでございます。しかし、最近の金利情勢からすると、基金の果実というも

のが余り多く期待できないということでもあります。しかし、運用の中では5年間は果実運用と。それ以降については、具体的な事業充当もオーケーということでもあります。10年間のスパンの中でこのような有利な財源、有利な起債についてはしっかりと事業に充当していく、そのためにも総合計画の策定というものをスピードを上げてやりたいと、このように思っているところであります。

サンルダムに関連では、5月10日から11日にかけて、この地域では40ミリの雨が降りました。しかし、この40ミリでもう床下浸水、あるいは下流の中川町では高水敷まで水がついたと、こういう実態でございます。私ども名寄川の堤防は、1日間の雨の降る量100ミリ程度までだったらもつのではないかと、そのように思っておりましたけれども、やはり情勢は必ずしも過去のデータだけでは読み込めないというような状況があると、そのように思っております。今までも地元の農業者を含めて大変名寄川の流域の生活者が心配をする多くの意見をいただいております。今流域委員会の集中した議論が展開されているのですが、その中で特に気を使っているのは北留萌漁業協同組合がこのダムをつくることによって被害が出るのではないかと、このことについての議論を進めているというふうに情報として伺っております。私どもも魚のことも大事でありますけれども、流域の農業をどう守っていくのかというのが非常に重要だと、このように上流の意見としてしっかりと情報発信をしながら、本体着工に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） ありがとうございます。

教育長、先ほどのお話でございましたけれども、私は、わかるのですけれども、果たして学力の向上、何回も言いますけれども、学力の向上を目指すために、書いてありますね、ここにも。総合的

な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに家庭学習の励行と基礎、基本の定着に努めるという。果たしてこういうことだけで学力の低下を防ぐことができ、さらに向上させることができるのかという、その心配があるものですから、私何回も言っているのですが、ぜひこら辺は教育委員会の中でも協議した中で、よりよき方法というものを選択して、決して子供たちの学力低下に結びついていかない、そして学ぶ意欲を持つような対応を図っていただきたいというようにお願いを申し上げておきたいと思っております。

それと、もう一つは、以前やっておりました学力テストというものを今名寄市の教育委員会として今後やる気があるのかなのか、そこら辺をお伺いして、終わりたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどもお答え申し上げましたが、学力の向上といいたまいますか、しっかりと学力をつけさせるということには、一つには学校のいろんな取り組みが大切だということで先ほどお答えを申し上げました。それと、もう一つ、特に行政執行方針に載せたその大きな要因としましては、OECDは先ほど小野寺議員の御指摘もありましたとおり、例えば数学とか理科では随分順位が下がったと。しかし、私はその結果の中ではむしろ学校外での時間の過ごし方が国際的に見てどうかということに注目したところでございます。例えば中学校では平均して日本は1時間程度勉強にかかると。世界の平均は1.7時間であると。しかも、道教委でさらにこの後調査をいたしました。そういう中で、家庭学習について調査した中では、小学生で30分以下ですと答えたのが実に43%ある。中学校ですら35%が1日に30分以下なわけでありまして、家庭で何らかの形で勉強をしたという形を残すのは。これは、まさに勤勉だった日本人のイメージが非常に損なわれる、そんなことに危機感を覚えた。

そして、さらにこの調査の中では教師に対する質問の中で、例えば中学校に宿題を出していますかと、こんな質問の中で、国語では全国が73.7%なのに道内ではわずか27%であったと、こういう実態が出ております。そのようなことから、これはもう学校だけの問題ではないということで、地域挙げて子供たちがどうやって学習に取り組むか、こういうことを考えていかなければならない、そんな熱い思いから、こういう行政執行方針を立てさせていただいたということで御理解をいただければ、学校はもちろん今議員の御指摘のあったとおり学力の向上に向けてこれからもしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、もう一つは、学力テストの件についての御質問がございました。学力テストにつきましては、それぞれ名寄市内で小学校、中学校とも、通常標準テストと申しておりますが、これを実施してございます。そして、それぞれ我が子が那邊にあるかあたりを把握できるようになってございます。これにつきましては、これからも引き続き各小中学校で続けてまいりたいと、こんなふうに考えております。また、文部科学省では全国学力テストを一斉に実施する。これは、小学校6年生と中学校3年生だったでしょうか、これを対象に実施するという今計画を立てておりますが、これについては最終的にどうなるかその経過などもまた見守ってまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で小野寺一知議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島市長の市政推進について外4件を、林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 凜風会を代表いたしまして、島市長並びに藤原教育長に質問いたします。

本年3月27日、国の合併特例法に基づき、名寄市と風連町が対等の立場で合併し、新名寄市が誕生いたしました。あれから既に2カ月半が過ぎ、人口約3万2,000人となった新市民も合併したという現実をそれぞれの職場や立場で実感していることと思います。この間4月23日の市長選挙におきまして、初代の市長に島氏が就任されました。島市長は、平成8年11月から今回の合併に至るまで旧名寄市の市長として尽力されており、また隣町である旧風連町の実情も十分承知されていることから、職員時代も含めてその豊富な行政経験を生かした新市の市政推進に大いに期待するところであります。

5月15日の臨時会におきまして市政執行の所信表明が行われ、この中で島市長はこれからの時代に市民から求められる行政運営と合併時に策定した新市建設計画の着実な実行のためには大胆な行財政改革の必要性を説き、職員と一丸となって全力を尽くすと述べられました。6月5日開会の第1回定例会で、平成18年度市政執行方針及び藤原教育長から教育執行方針がそれぞれ示されたわけですが、私たち市民はこの新しい名寄市がさらに発展し、合併してよかったと思えるようなより住みよいまちになることを心から願っております。そこで、所信表明及び今回の理事者側の執行方針の中から大きく5項目について質問いたします。

初めに、島市長の市政推進について4点お伺いいたします。1点目に、市長は、市政執行の基本的な考えとして、最初に市民の一体感の形成について述べられました。もとの名寄市民と風連町民の融和を図り、市民の一体感の醸成に努めるため、具体的にどのような方策を考えておられるのかお聞きいたします。また、私は市長みずからが先になって住民の中に入り込み、対話をすることが大変重要なことと思います。特に風連地区の住民に

は一体感という意味では大切な要素であります。そのため市長が職員とともに各地域に出向き、直接市民と対話をするいわゆるまちづくり懇談会などを今後早い時期に行うべきと考えます。そのような考えや予定があるのかどうかお聞きいたします。

2点目は、市民との協働により平成19年度スタートを目指し、名寄市総合計画の策定に取り組まれるわけですが、そのための策定審議会を設置し、6部会で計100名の委員を委嘱する考えが示されましたが、その策定スケジュールについてお聞きいたします。

3点目に、分権社会に対応した新しいまちづくりを進めるため、市民と行政の役割などを明らかにする自治基本条例の策定手法を検討されるわけですが、文字どおり市民のための基本的な憲法、法律とも言えるこの条例の策定についてその進め方、考え方、制定を目指す目標年次についてお伺いいたします。

4点目に、行財政改革の取り組みについてお伺いいたします。国の危機的な財政難と三位一体改革による交付税や補助金の削減等により合併後も財政状況の厳しさに変わりはなく、これまで以上に大胆な行財政改革に努められる決意であります。市役所庁舎内だけの検討ではなく、市民、有識者などの諮問機関的なものは考えているのかお聞きいたします。また、一般会計及び各会計予算で大きなウエートを占める人件費の削減も大きな課題ですが、市長は選挙時にみずからの報酬を20%カットするという公約を示しましたが、市長の報酬だけ削減すればそれで済むというものではもちろんありません。他の特別職や職員給与については、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、2項目めの基幹産業である農業の振興について4点お聞きいたします。1点目に、市長も執行方針で述べられているとおり、新市の農業は合併によりその面積規模、生産額からして名実と

もに市の基幹産業であり、地域経済、地域社会を支える重要な産業と認識されております。名寄盆地に囲まれた平たんで広大、緑豊かな農地と環境は、子や孫を通じ、いつまでも守り育てていかなければなりません。国の農業政策も見直され、平成19年度からは品目横断的経営安定対策の導入など大きな転換期を迎えようとしております。そこで、市長は、新名寄市の農業の将来についてどのような展望を描いているのかお伺いいたします。

2点目に、農家の高齢化や後継者不足がこの名寄市の農業、農村にも大きな影響を及ぼしていると感じるわけですが、行政として次代を担う若い後継者を積極的に育て、支援していくべきと考えますが、どのような対策を講じられるのかお伺いいたします。

3点目に、風連町にある農業振興センターの今後の運営についてお聞きいたします。合併により本年からは当然利用者もふえるでしょうし、名寄市という広いエリアでの運営となりますので、今後どのような運営方針を持っているのかお聞きいたします。

4点目に、近年農村ではその景観づくりに取り組む農家がふえてきており、水田のあぜにシバザクラなどの花を植えたり、畑にはひまわりなどの景観作物、また農場周辺の環境美化、農家の看板設置など、それらの取り組みは農村のイメージアップとなり、広がりを見せつつあります。今後このような美しい農村景観づくりにも大いに力を入れるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。また、その反面一方では農地の売却、離農により、廃屋となった住宅や納屋などの傷んだ建物が点在し、景観を損なう光景があるのも事実であります。現在は、廃屋を解体、処分するにも相当の費用がかかると聞いております。近年の農産物価格の下落など、農家経済は年々厳しいものがあり、このような廃屋を整理したくてもそこまで予算が回らないのが現状であります。このような解体希望者に対し、何らかの有効な支援策を期

待するものですが、考えをお聞かせ願います。

3項目めのごみのないきれいな名寄市を、これについても4点お聞きいたします。ごみの処理につきましては、これまで名寄地域と風連地域とでは異なる面もあり、合併協議の中でもその取り扱いが協議されてきました。一般廃棄物最終処分場への搬入は、双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区の処分場を家庭用ごみ、名寄地区の処分場を事業所用ごみの搬入場所として使用されておりますが、4月、5月と経過し、風連の処分場には目立って搬入量がふえ、町民の中からこれではあつという間に満杯になってしまうのではという心配の声が上がっています。そこで、1点目に、双方の処分場の現状についてお聞きいたします。

2点目に、処分場に持ち込まれるごみの中には、まだまだ分別リサイクルできるものが多数含まれているのも事実であります。5月30日に行った民生常任委員会の現地調査の際にもそのことを実感したわけですが、限りある資源を大切に、処分場の延命のためにも分別のさらなる徹底を推進すべきと考えますが、お答え願います。

3点目に、ごみの収集につきましては、名寄地区と風連地区とではその方法が違うわけですが、現状で不都合はないのか、当面はこのままの収集方法で進めるのかお聞きいたします。

4点目に、年々ごみに対する住民の意識やマナーも向上し、分別収集やリサイクル量もふえてきていると感じていますが、残念なことにまだまだ空き地や人目のつかないところ、道路側溝やのり面にゴミ類のポイ捨てや不法投棄が後を絶たないのも事実であります。今後も行政として常に手を緩めることなく、きれいなまちづくりのための取り組みを進めるべきと考えますが、お答え願います。

次に、4項目めの風連地区の懸案であるいわゆる3大事業についてお尋ねいたします。まず、本町地区で計画されている中心市街地再開発事業の

現在の状況についてお聞かせ願います。市長は、この事業を新名寄市の南玄関口として、また風連地区の中心市街地を維持するための事業として平成22年度完成に向けて取り組むと述べられ、意欲を見せております。この事業が本決まりになれば、行政としても国保診療所の整備や保健センター設置などの構想もあり、地域住民にとっても期待するところがあるわけですが、なかなかしっかりした中身がこれまで見えてきていないのが現状であります。行政のかかわり方が弱いのではないかと、地権者の一部にはコンサルタントに対する不信感がある、そういう話も聞かえてきましたが、これらの点はどうか、現在の状況とあわせてお知らせ願います。

次に、道の駅の進展状況とオープン時期についてお聞きいたします。道の駅事業につきましては、昨年正式に事業着手となり、駐車場の整備が進められました。今年度は、トイレの建設等が予定され、着々と進んでいる様子ですが、剣淵町にも道の駅が今年度中にオープン予定と言われております。今後このような近隣の施設とも競合することが予想され、現在構想を練っている農産物や特産品などの販売施設の運営など、採算面について心配されるところであります。庁舎内部はもとより道の駅整備検討会議でこれらの点を十分協議していただいて進めていくべきと考えますが、現在の進展状況とあわせてお聞きいたします。また、オープン時期はいつを予定されているのかお聞きいたします。

3点目に、風連中学校の改築についてお尋ねいたします。現在の風連中学校は、昭和39年に建設され、昭和60年に大規模改修が行われておりますが、その後老朽化が進み、全面改築を望む関係者や町民の声が大きくなり、それを受けて平成10年度に耐力度調査を実施しております。その結果、危険校舎として認定され、教育委員会では全面改築に向けてその準備を進めていきましたが、当時の町財政の厳しさから一転改築を断念、先送り

された経過があります。合併協議の中では、風連町としての最優先課題として提案し、その方向で確認されております。新市における改築の見直しについてお聞かせ願います。

最後に、5番目の項目として、新市の教育行政について藤原教育長に2点お伺いいたします。1点目に、食育の取り組みについてお伺いいたします。昨年の食育基本法の施行に伴い、名寄市教育委員会も今年度から食育をテーマに名寄市立大学、名寄農業高校、市学校給食センターの3者による高大官連携事業として、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいに、広い視野から課題解決に向け、相互に協力、支援していくとのことですが、具体的な作業計画をお聞かせ願います。また、食育に取り組む上での課題とはどのようなことかお聞きいたします。

2点目に、道立風連高等学校の将来についてお聞きいたします。少子化の進行で道北地方の高校は一部を除いてどこも入学生徒の減少に悩んでいるのが実情です。風連高校もこの春21名が入学し、3学年合わせて65名の生徒が元気に通学、学んでおります。一人でも多くの生徒が入学を希望するよう関係機関が連携して取り組んではいますが、有効な解決策とまではいかず、毎年受験生の確保に苦勞しています。風連地区の住民としては、何とか地元の高校を残したいと強く願っております。また、合併協議の中でも島市長が市立での存続も考えられる、そういうふうには話されたことも町民にとっては期待感を持っているところがあります。合併後の新市には高校が4校となったわけですが、教育長は風連高校の将来についてどう考えておられるのかお聞きいたします。

以上、大きく5項目について質問いたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 林議員から大きな項目5項目の御質問をいただきました。4項目めの（3）、風連中学校の改築についてと5項目めについては藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

ます。

初めに、私の市政推進についてから順次お答えを申し上げます。本年3月27日に新名寄市が誕生いたしましたから早いものでもう2カ月半が経過しようとしております。合併は、まさしく制度の異なる二つの自治体が一緒になることでありますので、いろいろな問題が当然のことながら生じるわけですが、まずは順調な船出ができたと考えております。今必要なことは、慎重に当面の課題を一つずつ対処していくことが新しい市の基礎づくりになると思ひ、各種審議会や会議等に出席をさせていただいて、対応に努めているところであります。午前中の小野寺議員の質問にもお答えをいたしました。旧風連と旧名寄の約束事をしっかり行うことが重要でありますし、また総合計画を初め各種計画の一元化、市民憲章や市の花、木などの制定、合併記念式典の開催、またお尋ねにありましたまちづくり懇談会の開催など、できるだけ早く新しい名寄市になるようということで、一体感を醸成するいろいろな取り組みを進めていかなければならないと考えております。

先日も健康づくりの一環としてチャレンジデー、雨に遭いましたけれども、多くの市民の皆さんが交流を深めていただいたと思っております。こういうイベントを通じての一体感ということは大切なことであると思っておりますし、また6月27日から毎週火曜日の午後と木曜日の午前中の2回、風連庁舎で私は執務することとし、職員や風連地区の市民の皆さんとの対話、交流を深めたいと考えております。今後ともいろいろな方法を通じまして、早く一体感が得られるように努力をしてみたいと考えております。

次に、総合計画の策定スケジュールについてのお尋ねがございました。新市における総合計画は、将来を展望した中で町の将来ビジョンとその基本戦略を示すものでありまして、その実現に向けましては行政はもとより市民、地域、各種団体などが一丸となって取り組むことが重要であると思ひ

ております。そのために、策定の段階からより多くの市民の皆さんに参加をしていただくとともに市民の視点を大切にして、目標を共有しながら、検討を進めていくことが大切であり、市民参加による総合計画となるよう努めていくべきと、このように考えております。合併協議会で策定されました新市建設計画は、合併後10年間の長期視野に立ったまちづくりの方向が示されており、その内容を十分に尊重しつつ、より具体的かつ発展的に市政を推進するための新市の総合計画として平成18年度中の策定を目指してまいります。目標の期間は、平成19年度から平成28年度とする10年間で予定しております。具体的なスケジュールや策定方針につきましては、現在作業を進めておりますが、こうした方向が決まり次第お示しをさせていただきます。よりよい名寄市のまちづくりに向けて、全庁的に一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、自治基本条例の策定の件につきましてお答えを申し上げます。地方分権社会において市民と協働のまちづくりを進めるには、行政への住民参加の方法や行政運営の基本的な方針を定めていくことが大切であると思っております。このため新市では合併を契機として新しいまちづくりを進めるに当たり、市民と行政の役割を明らかにし、市民全体によるまちづくりを推進することを目的とした自治基本条例、仮称でございますが、策定をしてまいりたいと考えております。策定の方法において、市民が条例に関心を持ってもらうことが重要なポイントであります。そのため自治基本条例とは何なのか、なぜ必要なのか、あるいは本当に必要なのかを含めて、市民が条例づくりに参加していく過程を大切にし、さまざまな形で必要な情報を発信し、参加しやすい多くの場をつくりながら、策定に取り組みたいと考えております。時間を十分いただきたいと思っております。

自治基本条例には限定されたモデルはありません

が、市民参画や情報の共有を基本的な柱として、市民が主役となるまちづくりをどのように実現していくかイメージのある名寄らしさの条例の制定を目指してまいりたいと考えております。

次に、行財政計画の取り組みについてお答えをさせていただきます。現在の地方自治体を取り巻く環境は、地方経済の低迷、構造改革、少子高齢化や地方分権への対応など果たす役割はますます重要になってきております。また、市税や地方交付税の減収や国からの補助金の削減など、厳しい財政状況の中で多様化する市民ニーズやさまざまな行政課題に的確に対応していくためには、市民満足度の高いサービスを提供し続けることができる機動性の高い組織へと転換を図らなければなりません。このようなことから、早期に行財政改革推進計画を策定してまいりますが、策定に当たっては幅広く市民から提言をいただくため、あわせて作業を進めます新市の総合計画策定審議会6部会の代表者の方々等も含めた行革検討委員を依頼し、意見を求めてまいりたいと、このように考えております。

次に、行財政の改革の中で市長の報酬カットに關してお答えをさせていただきます。従来から危機的な財政状況を乗り切るために、市民の皆さんに受益と負担という形で御協力をお願いし、特別職を含め職員には給与削減を初めとする合理化という形で、文字どおり全市民を挙げてその打開に向けて取り組んでまいりました。新市におきましてもその基本は変わらず、厳しい財政運営を強いられる新市におきましてもいかに行政コストを削減するかが市政運営に当たっての大きな課題と考えております。とりわけ職員給与につきましては、昨年の人事院勧告で従来の俸給表を根本的に改革する大規模な給与制度の改革が勧告をされております。その導入とあわせて協議し、職員の理解を求めながら進めてまいりたいと考えております。

昨日報酬審議会を招集をして、私の選挙時における公約の取り扱いについて説明を申し上げ、審

議をいただいております。答申をいただく中で、本会期末に条例の提案をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、基幹産業である農業の振興について、1番目の新名寄市の農業の将来展望についてお答えをさせていただきます。本市の農業は、合併により道内でも農業ウエートの高い町となりました。議員の発言のように、平成17年3月に新たに見直し策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、平成19年度から品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、米政策の見直しによる米政策改革推進対策と、国の新しい農業政策が入ってまいります。これらの政策は、これまで全農家を対象にし、品目ごとの価格に講じてきた対策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後農政を根本から見直すものであります。これらの情勢を背景に、これからの名寄農業、農村の目指す視点は7項目考えているわけでございますが、1項目めは消費者重視と国際化の視点に立ち、時代の変化に対応できること、2点目は環境に優しい農業の展開と消費者の信頼にこたえる生産、販売、3点目は名寄市農業の特性を生かした国内外の産地間競争に打ち勝つ農業へ、4点目はつくられたものを売るから売れるものをつくる農業へ、5点目は高品質な農作物を供給するいわゆる名寄ブランドの確立、6点目は農業を主業とする意欲ある農業者の育成、確保、7点目は農業、農村の持つ多面的機能の発揮による農村生活環境の保全でございます。平成18年度に策定をする（仮称）新名寄市農業農村振興計画で十分議論し、新名寄市の農業が豊かさや活力ある農業、農村を築いていく指針といたしたいと考えております。

次に、次代を担う若い後継者の育成についてお答えをさせていただきます。農家戸数や農業労働力の減少、農業者の高齢化が進行する中で地域農業を支えるすぐれた担い手を育成、確保することは、緊急かつ重要な課題であります。農家子弟は

もとよりUターンや新規参入者など、多様な担い手の育成、確保のため、新規就農者等に関する条例や北海道農業担い手育成センターの各種支援措置による就農支援を行ってまいります。また、農村青年等の組織でありますJA青年部、4Hクラブ、アグリエイトクラブなどへの活動支援や研修等に引き続き支援をしてまいります。さらには、農村女性の直売、加工、簿記、福祉活動等のグループが10グループ現在組織されておりますが、能力の発揮できる環境づくりや、さらに女性の目的グループが新たに組織され、農村活性化に貢献する活動ができるようバックアップしてまいります。

次に、農業振興センターの今後の運営についてお尋ねがございました。農業技術の研さんと農業情報等を提供する拠点施設として平成2年に設置されておりますが、地域農業の振興発展を図るため、生産者みずから科学的に分析された圃場の特徴を理解し、高収益作物の導入による農業技術の開発研究並びに実用化に向けた展示圃での実証を通じ、普及に向けて営農指導活動をしているところでございます。主な事業としては、営農相談、情報提供、実証試験展示事業、土壌分析事業、組織培養事業、アスパラ苗等供給事業等を行っております。今後については、平成18年度中に振興センターの機能、運営経費の負担、職員配置を含め、旧名寄を含めた活動エリアの拡大の中でこれまでの実績、評価等を検証し、JA道北なよろ農協や新しい運営委員会等の中で協議検討をして、新名寄市農業農村の拠点施設として足腰の強い地域農業の確立に貢献できるセンター機能の充実強化に取り組んでまいります。

次に、美しい農村景観づくりについてお答えを申し上げます。近年農業農村は、潤いと安らぎの場として市民の関心を集めています。多面的機能の発揮に向けては、議員言われるように農村景観の保全に向けて各種の取り組みを進めてきたところであります。また、平成12年度から導入した

中山間地域等直接支払い制度の活用により、多面的機能の増進活動ということで各集落においても景観作物の作付、花壇の設置、用排水農道の草刈り等環境整備、廃タイヤ、廃プラ処理、農家看板の設置等の取り組みがされてまいりました。御質問の廃屋の撤去処理については、産業廃棄物としての処理経費がかさむこと、不在地主は権利関係が難しいこと、農業者以外との不均衡などから支援は難しいと、このように考えております。ただ、現在実施中の中山間地域等直接支払い制度交付金の活用については研究の余地があると、このように考えておりました。単位集落の中での話し合い、合意形成ができるような取り組みを可能であれば協議をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、ごみのないきれいな名寄市をということで、一般廃棄物最終処分場の現状についてお尋ねがございました。合併協議の中で、最終処分場へ持ち込まれるごみの処理料金の違い、処分場開設の時間及び曜日の調整が難航した経緯がありました。風連、名寄両地区の地域特性を生かした解決策として出されたのが現在の方策であります。名寄処分場は、日曜及び年末年始以外、朝8時45分から夕刻4時30分までの開設をしてございます。事業系のごみを市の許可業者が収集するため最大限の開設が必要と、このように考えておりますし、風連処分場におきましては月火木金、第2土曜、第4日曜と、このような開設の運用をしているわけですが、家庭系のごみ、一般家庭に合わせた開設日となっているところでございます。処理料金の設定につきましては、一般家庭からの排出を考えると100キロまで200円、それ以上、加算をすると、こういうことでございます。搬入量20キロまでは名寄、風連に差があるわけですが、トータルとして量が多くなると風連の受け入れが安いという、こういう料金の調整等も残しているところでございます。

なお、本年の4月、5月の一般搬入ごみの量に

つきましては、名寄の処分場668トン、前年が841トンということでありましたから、20.6%の減ということになっておりますが、風連は151トンということで、前年52トンということでしたので、率にして290%と、このような状況下でございます。今後推計いたしますと、風連処分場はあと五、六年でこの処分場が満杯になるのではないかと、このように想定をしているところでございます。

これらの実績の中で、搬入されるごみの中に資源ごみがないのかと、こういうお尋ねがございました。循環型社会を構築する上で、資源の再生利用は重要な役割を持つものと認識をしておりますし、最終処分場の延命を図るためにも分別の徹底は必要不可欠と考えております。そのため広報等による市民周知や最終処分場での展開検査を実施するとともに、資源の集団回収事業を推進してまいります。

また、平成17年度のリサイクル率は、名寄地区、18.18%、風連地区、28.64%となっております。本年度名寄地区では、紙製容器包装廃棄物の分別収集を開始いたしましたので、平成18年度のリサイクル率は約20%向上が見込まれます。旧名寄市のごみ処理基本計画の最終目標リサイクル率、平成22年、24%に向けて、さらに努力をしております。さらに、名寄地区では毎年転入転出等で約7%程度の世帯の移動が実績としてございます。こうした転入者に対する転入時に窓口における説明等で分別収集等の徹底を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

ごみ収集の方法について、地区の違いが指摘ございました。名寄地区では、炭化ごみ、埋め立てごみ、資源ごみともに市街地は個別収集方式、郊外部においては原則ステーション方式で収集しております。風連地区では、炭化ごみ、埋め立てごみ、一部資源ごみはステーション方式での収集、他の資源ごみについてはリサイクルステーション

への直接搬入方式となっております。収集方式については、個別収集、ステーション方式のどちらを採用するか、他の自治体の例を見ましても意見の分かれるところでありまして、決定的な根拠はないと、このように思っております。今回の合併協議の中で、収集方法は急激な変化を求めるよりも長年にわたりなれ親しんだ方式での収集で行い、当面は推移を見守りたいと考えているところであります。

次に、不法投棄等についての意識啓蒙の取り組みについてお尋ねがございました。不法投棄やポイ捨ては、どこの自治体でも対応に苦慮しているのが実態でございます。名寄市においても町内会より推薦していただいている環境衛生推進員を初め、市民の皆さんから通報等により廃棄されたものを処理している現状にあります。特に悪質なものにつきましては、警察に協力を求め、排出者の発見に努めているところでございます。

マナー向上、意識啓蒙の取り組みにつきましては、法や条例の遵守を市民に周知するほか、環境衛生推進員協議会が実施しております春、夏、秋の清掃週間等で全市一斉清掃を呼びかけ、きれいなまちづくりを進めているところでございます。さらに、市民の皆さんや各種団体の協力を得ながら、道路、公園、空き地等のごみはボランティア袋を有効に活用していただき、市内の環境美化、環境保全に御尽力をいただいているところでございます。

次に、風連地区の3大事業についてのお尋ねがございました。1点目の市街地再開発事業についてでございます。再開発事業は、大まかに言って地元地権者の再開発への機運の盛り上がりを受け、基本計画の作成に始まり、再開発事業の都市計画の決定、組合の設立、権利返還、工事と進み、新しい建物の完成を見て終了するものであり、基本計画、都市計画決定は終了しております。組合設立の準備に向け、合意形成を目的として再開発促進期成会を発足させ、地権者全員の合意が得られ

よう個々に面談し、意向について話し合いを行っているところであります。

本事業は、再開発事業を行う団体が事業主体となり、本地区の場合は期成会がその任を担うこととなります。基本的には期成会が個々の地権者に理解を得ることとなりますが、期成会内に事業に対する精通者がいないことから、補助事業を活用して合意形成のコンサルタント業務を期成会からの要望により市の委託業務として合意形成を図っております。一般的に補助事業は、市が事業主体となって進めるものとなっておりますが、本事業にあつては民間が事業主体であること、個人の資産に対して国の補償基準等により資産評価を行うなど、これまで経験したことのない事業であることから、一部の地権者で事業の理解を得るに至っていない方も見受けられます。しかしながら、現時点では全員が事業に参加していただけるものとし、事務を進めていることから、引き続き誤解のないよう理解していただけるよう努力をしております。

なお、新市になりましてから御案内のように3月27日には担当参事、そして6月12日、昨日でございますが、参事付の担当主幹の発令をさせていただき、私どももこの事業の推進に十分バックアップを含めて体制強化を図ったところでございます。

次に、道の駅の進展状況とオープン時期についてお答えを申し上げます。旧風連町では、生産者等の関係者で構成する道の駅整備検討委員会で道の駅全体イメージなどを検討してまいりました。また、合併前ではありましたが、本年2月下旬に旧風連、旧名寄市を含めた直販生産者、商工会議所など関係機関による道の駅整備運営検討会議を新たに組織し、施設の配置、運営の方法、特産品、農産物などの販売体制の構築など、今後の方向性について協議いたしております。また、3月開催の検討会議では施設整備と農産、特産品販売の協議を2部門に分けて専門的に審議し、具体的なプ

ランを作成するよう御意見をいただいておりますので、農繁期終了後に再開し、具現化するよう計画をいたしております。

オープンの時期につきましては、既に北海道開発局が整備している簡易駐車帯が舗装1層敷設を残しており、本年度市施工のトイレ建設工事は調査設計中ではありますが、来年3月完成見込みでありますので、トイレ、駐車場あわせて4月オープンを予定しております。また、物産、特産品、農産物の販売、ドライバーの休憩、情報案内サービス、レストラン施設等については、庁内の経済部、建設水道部による検討委員会を設置し、内部協議を進めており、また生産者等組織の検討会議など、関係機関と並行してしっかりとした協議を積み重ね、皆さんに利用され、人に優しく愛される施設、さらには近隣の道の駅とも協調しながら、経営的にも安定した施設づくりを考えており、オープン時期を19年11月を目指して取り組んでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私から大項目4の（3）、風連中学校の改築についてと大項目の5、新市の教育行政について御答弁申し上げます。

まず初めに、風連中学校の改築につきましては、合併協議の中でもいろいろと議論され、またただいまお話がございましたように平成17年12月22日には旧風連町教育委員会に対し風連町学校校舎建設等検討委員会からの検討結果が答申され、風連中学校の改築に関する具体的な提言がなされております。

この答申、提言の骨子は、風連地区の小中学校を念頭に置いた小中連携教育の推進も視野に入れながら、風連中学校の校舎改築事業を平成18年度の基本設計からスタートさせ、平成20年度、21年度で改築工事を行うこととなっておりますが、これに伴う課題も幾つかあるわけでございます。その一つは、国の三位一体改革に基づく義務

教育費国庫負担制度の改正に伴い、義務教育諸学校施設整備に対する国の負担金補助金制度が変更され、学校施設の耐震化事業の推進を重点とする安心、安全な学校づくり交付金制度が新たに創設されました。このことによりまして、本年度からは学校改築改修事業を含め、耐震化事業を柱とする市町村施設整備計画を作成しなければ国の財政支援措置を受けられないことになったところでございます。この計画の策定に関する概要説明が去る5月2日に北海道教育委員会で行われ、今月になってから細目に関する通知が来たばかりでございます。これから当市の計画作成作業を新たにスタートしなければならない状況にあります。また、この計画を作成するに当たりましては、昭和56年以前に建築されたすべての学校施設の耐震診断の実施が求められておりまして、名寄市におきましては日進小中学校を1校と数えますと15校中11校が校舎、または体育館など何らかの形で該当することとなります。2点目には、新市の教育委員会のスタートが去る5月16日ということであり、答申にある小中連携教育なども考慮しながらの校舎建設に向けてのさまざまな検討などはこれからという状況でございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を早急にクリアすることに鋭意努力しながら、合併協議の経緯も踏まえ、今後策定される新市総合計画に風連中学校などの改築事業にかかわる計画を盛り込むよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、大項目の5、新市の教育行政について、（1）、食育の取り組みについてお答え申し上げます。ただいま林議員からお話ございましたように、食育をテーマに人的交流を進め、地域活性化を目指すため、名寄市立大学、名寄農業高校、名寄市学校給食センター、3者が連携する中で食に対する理解を深め、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいとして、本年4月28日、高大官連携事業の調印をしたところであります。内容

につきましては、大学教授陣による名寄農業高校生を対象とした講義及び実験実習、農業高校の農場を利用した大学生の生産現場での実習、また大学教授及び学生と学校給食センター栄養職員とが共同して、農業高校生の育てる農作物を利用した給食の献立や学校給食だよりの作成などが考えられております。なお、初年度である今年は、ミニトマト、チーズの生産物を食材として使用することを予定しております。

期待される成果といたしましては、名寄農業高校生はみずからの生産物が目的に応じて調理され、人の健康に役立つまでの営みを知ることで、食に関してより広い視点を持つことができること、二つには大学生は大学で学んだ栄養学の知識や技術を高校生に伝えることで、専門家としての技能を身につけることと給食献立、給食だよりを活用した食育学習の実践が図られること、三つには学校給食センターを利用する児童生徒は地域で育てられた農産物が給食のために生産、調理され、人の健康に役立つことを理解すること、さらには生産者、献立作成者、調理者の密接な連携に基づく給食から食が提供される仕組みと食の安全性について関係者の理解が一層深まることなどが挙げられます。初めての試みでありますので、試行錯誤はあろうかと思いますが、確かな成果を上げるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

食育は、現代社会における学校教育の中で知、徳、体、知育、徳育、体育に次いで4本目の柱として取り組むべき課題であります。名寄市教育委員会といたしましても、朝食をとることや早寝早起きの実践など生活リズムの確立、また学校栄養職員の栄養教諭への移行の促進、各学校において子供が食について計画的に学ぶことのできる指導計画の策定、生産者団体等との連携の中で地産地消の促進を図り、学校給食を生きた教材とすること、郷土料理や伝統的な食文化の継承などに今後も努めてまいります。

次に、(2)、風連高等学校の将来についてお答えを申し上げます。北海道教育委員会では、これまで平成12年度に策定いたしました公立高等学校配置の基本指針と見通しに基づき、高校の適正配置を進めてまいりました。その指針に基づき、平成17年度には名寄光凌高校の普通科が募集停止になったところであります。御案内のとおり上川北学区、和寒から中川まででございしますが、とりわけ新名寄市以北中川町までの旧上川第5学区は今後中学校卒業生数の激減が続きまして、3年後の平成21年には旧第5学区全体で310名と推定されております。御案内のとおり、現在は旧上川第5学区には高校が8校あり、14間口、定員560名となっているわけですが、平成21年には数だけで申し上げますと4間口の高校が2校あれば、名寄以北中川までの全部の生徒が入学してもまだ欠員が生じるという、こういう時代を迎えるわけでございます。このことを受けまして、旧名寄市におきましては名寄市内高校の再編は不可避との認識のもと、平成15年に名寄市高等学校将来像検討協議会、翌16年には名寄市高校教育検討委員会を設置して、市内高校のあり方について広く検討していただき、その答申をもとに道教委に対し名寄市の考えを積極的に発信してまいりました。この検討の過程で、通学可能な近隣の高校も含めた将来のあり方を検討すべきではないかとの意見もございましたが、非常にデリケートな問題でもございまして、自治体の置かれた立場の違いもあるわけでございます。また、旧風連町におきましては、旧上川第5学区の5町村連名で高校存続について道教委に陳情活動を行い、存続への理解を求めてきた、そのような経緯などもございます。

今回合併という大きな変化の中で、風連高校のあり方については学校の所在する風連地区の方々を初め、多くの市民や関係者の意見を聞くとともに、議員各位の意見も参考に、できるだけ早く教

育委員会としての誤りのない判断をしまいたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） ただいま5項目の質問にそれぞれお答えをいただいたわけですが、ここで再質問をさせていただきます。

まず、1点目の島市長の市政推進についてですが、市民の一体感の形成について、この具体的な行動として名寄地区、風連地区でそれぞれ行われるこれからのイベント等に大いに市民も交流して、参加してもらおうと、こういう発言でしたけれども、今度の日曜日に風連地区で白樺まつり、それも開かれて、そのチラシ等にも西條デパートの前から送迎バスが出るとか、そういうような配慮もしていただいているわけですが、これから夏場は日曜日と言えば何かかにかのイベント等が、特に8月のお祭りに向けてあるわけですから、大いに積極的にあるバス等を利用し、もっと同じチラシの中でもそういうものを大きく紙面を割いてこれからもPRをしていただきたいと思います。

また、風連庁舎に週2回市長が勤務されて、そこで風連地区の市民とも対話をする時間を設けるということで、これも大変いいことなのですが、私が言いたいのはやはりまちづくり懇談会、ここ市長の口からやるやらない、考えているのか明言されなかったと思いますので、ここはもう一度改めてお聞きしたいと思いますけれども、風連地区のこれまでのまち懇の実情を申しますと、7月ごろと11月の末から12月にかけての年2回、町長と、それと特別職、また課長クラスの人10人ぐらいで、7月の時点では新年度の事業計画を中心に、ことしはこういう予算が通って、主にこういう事業をしますよというような、そういう説明と、また住民からその質疑を受けると。11月の末から12月には新年度に向けた要望等を地域から主に聞くと。それと、その年の実績等、そ

れら年2回行ってきたわけなので、人口の少ない町だからできたのかもしれませんが、そういうことが特に風連の地域では島市長にはぜひ出ていただいて、していただきたいと。合併に至るまでの経過を見ましても、やはり住民投票までして合併にこぎつけました。それまでは、非常に賛成だ、反対だとかいろいろあったわけなのですが、いざ投票が終わって合併が決まると、その後は本当に何事もなかったかのように静かに、そして淡々と3月27日を迎えて、きょうの日になっております。名寄の市民の方は、新市になって島市長になられても、それは今までの市長さんと同じ顔ですから、さほど変わったというイメージはないかと思えますけれども、やはり風連町民にとってはぜひこの機会に島市長さんと地域単位の話し合い、そういうものを強く求めたいと思いますので、再度ここについてはお答えを願いたいと思います。

それと、総合計画の策定スケジュールにつきましては今聞かされたわけなのですが、やはり5日のときの策定審議会の設置、100人の委員の方、これから事務方の予定では12月の議会に総合計画の素案を提案したいということですから、非常にこれからでも月数も少ないわけで、その中で六つの部会を精力的に開催するとしましても、なかなか100人の方も忙しい方ばかりだと思えますので、そここのところをしっかりと考えて、実のある審議会にしていきたいと思えますし、それぞれ何回程度の開催を予定されているのかお聞きしたいと思います。

また、その総合計画の中にやはりこれまでの合併協議での約束事をしっかりと守るということを、実行するというを基本に、この点をやはり総合計画の中でもしっかりと策定審議会にも提示し、また明記していくべきかと思えますので、お答えを願います。

次、自治基本条例の策定手法につきましては、これは今市長の方から説明あったように総合計画

のようにもとになる新市の建設計画とか、そういうものはありません。初めて新市で策定していく条例ですから、他の市やそういうところには先進的にもう制定されているところもありますので、それは当然参考にもするでしょうし、それらも含めて協議されるわけですが、これは私も時期は聞いたのですけれども、時期につきましては市長の言われるとおりにじっくりと構えて、名寄らしい特色のある、そして市民に理解され、本当に市民がわかりやすい内容といたしますか、言葉遣いにしても、そういうものでしっかりと、仮称ですけれども、自治基本条例、これもできればもう少し砕けたといたしますか、わかりやすい言葉の条例の名前の方が私はいいかなと思いますので、それらも十分審議していただきたいと思います。この点については答弁は要りません。

次、行財政改革の取り組みにつきましては、今ちょっと初めてで、聞き漏らしたといたしますか、不確実なので、確認しますけれども、諮問機関的なものを考えているのかという問いに双方の、風連は風連でこれまで財政の健全化の検討委員会、名寄も当然あったかと思えます。それらの方に意見を聞くと、そういうような言われ方だったのかなと思えますけれども、ここについては改めてお聞きいたします。

それと、市長の人件費の削減の中で、市長が20%削減を公約したわけなのですけれども、きのう報酬等の審議会があったということで、その結論はまだ出ていないかもしれませんが、そこに市長の考える数値と審議の答申との開き、ここが違っていた場合にここは市長はどうするのか、そこについてお答えを願いたいと思います。

また、職員の人件費等については、これは道職員がことしから基本給にまで踏み込んだカットもされておりまして、これは特別職だけでなくやはり職員の皆さんも、ここはたとえ合併したからといっても財政がよくなる、好転するわけでないというのをはっきりしていますので、収入が減ると

いうことはこれ当然大変なことですが、ここはある程度理解をして、市長とともに一緒になって新市を維持していくといたしますか、そのために努力をしていただきたいと思います。

それと、もう一点、財政改革の中で、やはり限られた予算の中で過疎債ですとか合併特例債、これを有効に使わなければいけない。先ほどの小野寺議員の質問のときも今基金も含めて87億円でしたか、が予定されていると言いましたけれども、合併協議の中ではもう少しの額だったかなというような記憶もしているわけなのですけれども、そういう合併協議をしているときの財政推計のその数値と今示された数値、この数値が確定のものなのか。今後10年間使用しているうちにこれも変わる可能性があるのかどうか、ここについてお答えを願いたいと思います。

次、基幹産業である農業の振興ということで、これにつきましては名寄市の農業、本当に水稲だけでなく畑作、酪農、あらゆるものが盛んに行われているわけなのですけれども、ここでは1点、水稲に限って再質問させていただきますけれども、水稲、モチ米が二千数百ヘクタールのモチを作付して、国内でも大きなウエートを占めているわけなのですけれども、一方ウルチについても風連地区にはことしで約400ヘクタールぐらい作付がありまして、今後もこれぐらいの数字はずっと作付されるのでないかなと思います。モチも価格が下がって大変ですが、ウルチの方がなお非常に価格の下落が激しい。最近価格の割には味がおいしいということで、幾分持ち直しはしておりますけれども、それでも厳しい状況には変わりありません。それで、風連でも安心、安全ということで、クリーンなお米づくりで一生懸命道の補助を受けて精米所をつくったり、それぞれ努力しているわけなのですけれども、ここでウルチの売り込み、できれば地産地消ということで、これからこの近間、新市民にも少しでも多くの風連産米を食べていただくような取り組みをぜひ市と、

またもう既に早く合併されている農協とともに、それと生産者とともに力合わせて売り込みをしていくべきでないかなと思います。400ヘクタールに仮に豊作で反当8俵のお米がとれたとしても3万2,000俵ぐらいの俵数かなと思います。しっかりとこの名寄を含め、水田作付のしていない北の方、近間の方で大いに売り込めば、このぐらいの俵数何とかできるかもしれない、さばけるかもしれない。それは、東京の方に送らなくても流通経費の削減ということで手取りの方に反映してくるのでないかなと思いますし、また市長もことしのお正月の新年交礼会、風連の福祉センターで行った交礼会のとき来ていただいて、たしか風連産米、ウルチ米について大いに売り込んでいきたいというような話をされていたと思いますので、ここについて市長の、お正月からこれまで何か新たなウルチの売り込みについて取り組みをされてきたか、今後どういう考えを持っているか、これについてもお答えを願いたいと思います。

次、次代を担う若い後継者の育成について、これは農業政策については合併協議の中から風連の農業政策と名寄市の農業政策を比べてみますと、やはり名寄の方がそういう面では充実しているなと、そういう認識は私たち風連の議員も感じてはいたわけなのですが、今これからの取り組み、これまで行ってきた取り組みを継続して、充実していきたいということなので、これにつきましては期待をしているわけですし、最近ではUターンですか、一度学校を卒業して就職して、それから何年かたって地元、親元に帰ってきて農家をし出したというケースが風連でも結構目立つようになってきたといえますか、なかなか新規参入、農業以外の方が入ってくるというのは風連にはないわけで、これは資金の面とか用地の面、技術の面で難しい問題がいろいろあるかなと思います。名寄の職員の方に話を聞きましたら、名寄では智恵文地区を中心に何件かそういう新規参入もあるとは聞いておりますけれども、やはり基本は後継者、

農家の後継者の方をしっかりと育てていくバックアップを市としてしていただきたい。

そこで、1点、やはり後継者が一生懸命農業を進めていくためにはよき伴侶、こういうものが不可欠かなと思いますので、なかなかこの花嫁対策というのは風連でも農協とかタイアップしてこれまでも進めてきましたけれども、努力の割には効果に結びつかないような面もありますけれども、新市においてこういう農業後継者の花嫁対策、これについてはどのように考えているのか、これからどう取り組もうとしているのか、ここで1点お伺いをいたします。

次に、農業振興センターの今後の運営ということで、これもこれから協議をして、運営協議会ですか、そういうもので協議をしていくということですが、ここ数年はやはり振興センターの中のウエートはアスパラの大苗の供給、これが非常に盛んに行われておりまして、農家の方も積極的に利用して、増収につながっているのかなと感じております。また、合併前の名寄市につきましても、やはりアスパラの振興ということでいろいろな取り組みをされ、またことしについても市長は農協に対してアスパラの自動選別ですか、その施設に対し国の事業を使い、また補助残に対しても市が支援していくというふうに非常に農業者、特にアスパラを作付している人にはいい取り組みをしていただいているわけなのですが、この振興センター、大苗をつくって商売するのがこれが目的ではありませんので、今後先ほど藤原教育長が言われたような食育の子供たちから、農業者だけでなく一般市民も見集えるような、そういうような幅広い施設にしていくような取り組みもしていただきたいと思いますし、また若者が常に、2階には研修室もありますので、そういうところに来ていろいろな勉強会もできるような、そういうことで取り組んでいっていただきたいと思いますので、この点についてもお答えを願いたいと思います。

次、美しい農村景観づくりについてということで、ここで私は特に農家の廃屋、これについては旧風連町では平成13年から平成16年の3年間で、国の緊急地域雇用創出特別対策という緊急対策で農家の廃屋30戸を解体した実績があります。そのときに申し込んでも解体できなかった人もいたぐらい非常に応募が多かったわけなのですけれども、そのときに一定の整理はされていますけれども、毎年毎年離農者も当然出てきておりますし、一年一年建物も人が住まなくなれば傷んでもおりますし、やはり廃屋のままにしておきますと治安の問題、また冬場等キツネ等がすんで衛生面にも非常によくない、そういう問題もありますので、なかなか私も市の単費でこれを個人の所有物を処分するというのは非常にこれは無理があるかなと理解をしております。また、中山間地域の事業につきましても、これも風連の中山間地域の推進協議会の方でも話題になったことがあるのですけれども、これも集落の、限られた金額ですから、なかなか全員の合意をいただくまでにはいかなかったという実際もあります。できればやはり行政のたくさんある情報の中から、風連が行ったような国なり、道なりの何かこういう廃屋を解体、処分できるような、そういうことがうまく乗っかるような、そういう事業を私は強く期待したいと思いますので、ここは行政の方でぜひ検討をしていただきたいと思いますので、この点についてもお答えを願います。

次、3番目のごみのないきれいな名寄市ということで、これは風連の処分場が満杯になって、あと五、六年で使えなくなると、こういう心配をしたわけですが、当然今まで5,000人の人口規模のごみ処理をプラス2万7,000人の名寄の市民の方が持ってくればこれはふえるのは当たり前前のことで、それは十分理解をしていますけれども、一応あそこは15年スパンということで15年たてば、あそこは2期計画で、あと15年スパンでもう一つ処分場を隣につくるたしか計画が

あったかと思しますので、それら等早く埋まってしまえば次のところとの計画はどういうふうになっていくのか、その点について再度お聞きしたいと思えます。

あと、ごみの分別のさらなる徹底とか市民に対するきれいなまちづくりへの取り組みについては、これはもうこれからも休むことなく、あるいは市民の皆さんの意識の向上が第一ですから、継続して啓蒙活動等を取り組んでいただきたいと思えますし、特に家庭でお父さん、お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃん、子供がいれば特にそういう大人の背中を見て、子供はまねをしますもので、大人がしっかりとした取り組みをしていけば自然と子供たちもきちんとした分別なりに取り組んでいくようになっていくのではないかなと思えます。

収集の風連地区と名寄地区との違いについては、これは当面そのまま今の状況でいって余り問題はないような答えでございましたので、これについてはどちらがコストが高つくか、こういう問題もあるかもしれませんが、コストの問題プラスどっちが住民サービスに、より喜ばれるのかというようなことについては、これはいろんな自治体でそれぞれの取り組みをされておりますので、これから十分時間をかけて、できれば将来的には統一していく方がこれは一つのまちとしての取り組みとしてはいいのではないかなと思っておりますので、今後も十分検討していただきたいと思えます。これは答弁は要りません。

次、4番目の風連地区の3大事業についてということで、まず中心市街地の再開発事業、きょうの新聞にも先ほど島市長が言われましたように職員を1人増員して、取り組みに力を入れていく、そういう姿勢を見せていただいたわけなのですけれども、先ほど言われましたように地権者全員の合意が得られるようにということで期待をしているのですけれども、なかなか私の聞くところではまだそういう状況にはなっていないのが現実のようですし、もしここで一人でもはっきり反対、

最後まで反対した人が出た場合に、それでもこの事業を進めていくのか。合併前の旧風連の説明では、3分の2でしたか、3分の2ぐらいの合意があってもできるような、何かそんな説明もいただいたような気もするのですけれども、それら等もう一度確認したいと思います。一人でも反対者がいたときにそれをどうするのか、それでも進めていくのか。私は、当然できれば全員の参画のもとでしっかりとした青写真を描いて、そして行政は行政の役割、ここは行政が持つということで協議をして、そして全員がよし、これならできると、そういうようなものができて、スタートをしていただきたいと、これを強く願っておりますので、その点についてお答えを願います。

次、道の駅につきましては、これは来年の秋オープンということで進めていってまいりますので、また私が先ほど言った懸念したことについても今後検討会議等で十分審議をして、利用者に喜ばれる施設となるよう強く願っております。これも答弁は要りません。

次、風連中学校の改築ですけれども、これ今教育長の説明によりますと耐震診断ですか、これをしないことには今後学校を建てるための補助金、これの対象にならないということでしたので、これは15校中11校がこういう耐震診断の実施をする必要があるということになるわけですから、風連中学校の場合は平成10年に耐力度調査を行っておりますので、この点については耐震診断の必要があるのかないのか。耐力度調査の中にその耐震診断が含まれていれば、これはもう風連中学校は文字どおりしなくて、どんどんこれからも進めていくことになるわけなのですけれども、その確認が1点ということで、その全部の診断をきちっと終わらなければ新たな学校改築等に進まないのかどうか。もしそうであれば、これは早急に予算を盛って、耐震診断の実施というものを行うべきだということを私は強く要求したいと思いますので、教育長の見解を述べていただきたいと思います。

いますので、お願いいたします。

次、最後に5番目の食育の取り組みですけれども、これは食の問題というのは、私も農業者で米を初めいろんな農産物を生産しておりますから、大いに関心のあるところでありますし、やはり国もこういうものを基本法をつくったということは、いかに日本の今の食生活が乱れてきているといいますか、心配になってきているあらわれでないかなと私は思います。先日もテレビでもやっていたように、子供たちの朝食をとらないとか、偏った食事のとり方、そういうものもクローズアップされておりました。ぜひこういう食育を進めて、子供たちを含めてみんなしっかりと食というものを生産から消費まで一貫した取り組みをしていただきたいと思います。

ここで、食育基本法をどう進めていくかの具体策を示す食育推進基本計画ですか、こういうものが国の方でも示されたといいますか、一つの農業体験ですとか朝御飯をとるとか給食の地場産活用、食事のバランスガイドとか食育を推進するためのボランティア、これらについての数値目標を実際国が掲げて、これから各自治体に進めるような話を聞いておりますけれども、この名寄市としてそういう具体策を示す食育推進基本計画について、そういう計画を持っているのかどうか、これについてお答えを願います。

風連高等学校の将来については、今本当に私もこれからの少子化、卒業生が少なくなるということで、すべての学校を残すということは至難のわざなのかなと思いますけれども、やはり新市になって、名寄高校は4クラスきちっとあって、入学者も試験で我慢してもらおうような生徒も何人も出るような状況ですし、光凌高校と名寄農業高校については2校でキャンパス型ですか、そういうものも道に提案して、ある程度いい感触を得ているような話ですけれども、そこにやはり風連高校についてもぜひこれから新市で真剣に議論をして、どうあるべきか考えていただきたいと思います。

で、その点についても、先ほど本当に市長は私が言ったように市立でも残すような発言もされたわけですから、十分検討をしていただきたいと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、それぞれお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問で何点かお尋ねがございました。市民との一体感の形成で、まちづくり懇談会等、旧風連町での実態等もお聞かせをいただきました。毎年7月と年末時に新年度の予算を含めての懇談会を実施しているというお話でございました。この取り扱いにつきましては、内部協議も実は若干させていただいておりますが、まだ具体的に時間的な配置等まで固まっておりません。旧名寄市の状況を申し上げますと、町内会連合会が一般的にまちづくり懇談会というのを企画して実施しております、市内を3年で一巡すると、こういうことで例年11月に実施してございます。また、行政が課題を持った場合には行政側がそれぞれの地区に日程等を配置してお集まりをいただいて、懇談会をやっているケースがございます。平成18年度について申し上げますと、総合計画の策定というのがございますので、このような日程と独自のまちづくり懇談会とどのように調整できるか内部協議をさせていただきたいと、このようにお答えをさせていただきます。

総合計画の策定のスケジュール、100名の委員の皆さんの作業時間が非常に窮屈な中という指摘もありましたけれども、私ども旧名寄市にありましては第3次、第4次の総合計画を住民の皆さんの参加のもとにつくるということで、熱心にいろいろな角度で参画を求めて作業を進めた経緯がございます。前段のお答えでも申し上げましたけれども、合併協議等でも新市がやらねばならない事業名等は個別にリストアップされている状況がございます。問題は、10年間の総合計画の期間の中で、財政計画も含めてどこまでその事業の

中で選択できるかと、あるいは形を変えてでも整備を図れるかと、こういうことが総合計画の策定委員の皆さんにも、また市民の皆さんにも情報公開をして議論をいただける部分と、このように思っておりますので、総合計画の部会ごとの回数等につきましては私どもの方でリードするよりは部会の自主性ということでございますが、過去の例で申し上げますと三、四回、場合によってはもっと多い回数を部会で議論をいただいて、総合調整を図ると、このような経過を持っているということをお答えをさせていただきます。

次に、行財政の改革絡みにつきましては、どうしても職員が手づくりでやって、すべて市民の目線にこたえた内容になるのかという御指摘であろうと、こんなふうに思っています。このことについては、先ほども申し上げましたけれども、平成18年度について申し上げますと総合計画を策定をするという中では市内の各界の皆さんによる総合計画の策定の委員が組織されるわけですから、そのメンバーの中でこうした行財政の改革も含めて議論をしていただくような委員の委嘱を考えているということでございまして、これらについてはまだ検討の余地を残してございますが、基本的にそのようにお答えをさせていただきます。

それから、特別職の報酬、職員の給与等についてお尋ねがございました。先ほども申し上げておりますけれども、職員の給与については平成17年に人事院勧告が出まして、国の公務員の給与については地方を一定の水準にして、それ以上、都市部等で生活し、あるいは民間企業の高いところについてはかさ上げをすると、こういうような全国一律という方式でない勧告をしているわけでございます。地方自治体においては、地方の実態に合った企業に改革をすべきと、こういうことでございまして、既に北海道にあっては18年、19年という2年間の限定ではありますけれども、大変厳しい給与の改革を進めております。私ども同じ北海道に住む地方公務員として、こうした状況

等もしっかりと判断していかねばならぬと、こんなふうに思って、この定例会が終わって、9月に条例化を目指して関係する組合等との話も深めてまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

特別職の報酬審議会では、昨日私から20%の報酬の削減についての考え方も含めて述べさせていただきました。報酬審議会の委員の皆さんにもこのことは今までの決めてきているルールとしては例外ということになりますけれども、しっかりと受けとめていただけたのではないかと、このように思っております。

次に、特例債の関係でお話がありました。合併協議の際にデータとしておおよその額が計算をされております。こういう説明をしてきた経過がございます。今回昨年の国勢調査人口等も含めて新しい数値に基づく合併特例債の総枠と、こういう数値がヒアリングの中で確定をされたということでございまして、今回予算等の説明の中でさせていただいております合併特例債の総枠についてはこの10年間の総体の額というふうに押さえておりまして、変更はふえることもないと、こういうふうに御認識をいただければと思っております。

それから、水稻の特に風連地区の農業者が特別栽培米等でウルチ米の取り組みをさせていただいておりまして、私はいち早く学校給食センターに使わせていただいております。このことにつきましても庁議等で議論をしておりますが、特別養護老人ホームであるとか病院であるとか、現在取引をしている業者の方がいらっしゃいますから、それらの関係ももちろん調整が必要なわけでありますけれども、地元で生産をされたお米が地元で消費をされるという、林議員御指摘のとおり流通経費も含めて実質農業者の収入に還元できるのではないかとこのように思っております。3万2,000俵というのは、今1人当たりの年間消費量は60キロ切っているかもしれませんが、全市民の

消費量が地元の栽培米で調達できるという相関関係にあるのかなと、こんなふうに押さえておまして、これからも出来秋に向けて消費者等、あるいは取り扱い店等の関係機関の協議等を進めていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、農業後継者対策の関係でお尋ねがありました。旧名寄市では、花嫁対策ということで農業後継者対策協議会という機関会議を開設をして、農協と行政とで折半するような形で財源捻出をして、いろいろな出会いの機会というのをつくっております。御案内の向きもあるかと思いますが、名寄単独ではなくて美深町と連携をして、共同事業でこのような出会いの場を設定をしております。何年かの実績の中では関西方面の女性の方と縁ができて、結婚をしてというようなケースがございまして、過日この協議会も開催をさせていただきまして、ことしもその事業を取り組んでいこうと。風連の農業後継者の皆さんにも呼びかけをして、ぜひこうした事業を通じてそのような対策に資したいと、このように考えているところでございます。

次に、農業振興センターは、旧名寄市では2年ほど前からこの類似する振興センターを計画をしておりました。国の補助事業にもおおよそ該当するところまでいっていったわけですが、一方で合併協議が始まりまして、風連町の振興センターの実績等をお伺いしますと、重複した投資ということをしなくて現在の運営されております農業振興センターをしっかりと整備することで二つの農業振興センターを持たない方向、こういう方向づけをして今日に至っております。関係者の皆さん方のしっかりとした協議をする中で、充実強化を図りたいと、こんなふうに考えているところであります。

それから、農業地帯の廃屋と申しましょうか、住宅等の取り壊し等について、風連町の緊急雇用対策事業としての事業取り組みということでは大

変英知を絞った事業展開でなかったかと、こんなふうにも思っております。私ども農村地帯にもありますが、町中にもそういう家屋が散見されるわけでございますが、非常に苦慮しているところがございます。これからも特に危険性の高い建物について、市民の皆さんや、あるいは周辺に被害を及ぼさないような事案ということを考えながら、こうした制度の情報収集と申しませうか、御指摘にありますようにこうしたものを取り壊すことを含めた事業のメニュー等がこれから出てこないかどうかと、こういうことも含めてしっかりと情報収集に当たっていきたいと思いますし、また緊急性の高いものについては議会と相談をさせていただいて対処していくと、こういうことも必要でないかと考えているところでございます。

ごみの埋め立て処分場の管理につきましては、二つの処分場を持つことになったわけですが、合併協議の中で家庭ごみと事業系と分けて運用するというのでは偏りをしているのではないかと御指摘があらうかもしれません。しかし、トータルで考えるとどちらかが先に満杯になると、そういう状況が当然想定をされるわけでありませうから、次の第2次拡張計画と申しませうか、旧名寄市の埋め立て処分場につきましても今は2期目ということで、およそ10年のスパンを想定をして工事を取り組んで拡大をしてきていると、こういうことがございます。当然満杯が予測をされると2次の拡張事業と、こういうことはしっかりと総合計画等で位置づけて、取り組まねばならぬと、こんなふうにも考えているところでございます。

次の駅前中心街再開事業でございますが、私ども十分にこの合意形成に向けての協議経過についてはまだ承知をしておりませんが、一部関係者の中で、総体のプランが十分に承知できないということも含めてかもしれませんが、合意形成に至っていないという情報は承っております。問題は、やはり核になる部分で合意ができないという強い要望があれば事業は進められないなど、そんなふ

うにも思っておりますが、場合によっては全体計画のエリアから外しても支障がないような部分での地権者の方の主張であれば、そこを除いて計画をつくるということも手法としてはあるのではないかと、こんなふうにも考えているところでございます。当面は、御指摘のように地権者の皆さん方にこの事業の理解十分にいただく中での合意形成に努めてまいりたいと、こんなふうにも考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま教育関係にかかりまして3点再質問がございました。まず、1点目は、風連中学校の改築に伴う一つは風連中学校は既に平成10年に耐力度調査をしているが、これは耐震診断の対象になるかどうかという御質問でございましたが、耐力度調査はそれより上のというか、レベルの高い調査でございますので、当然必要ございませんということでございます。

それから、もう一つは、耐震診断をしなければ今後の新築、改築の計画に補助金が出ないという、そういう答弁の中で、では耐震診断の取り扱いをどうするかという御質問だったかなと思います。このことにつきましては、例えば耐震診断を正規に行うとすれば、例を申し上げますと庁内で見積もりをとった中では南小学校の耐震診断をするのに約840万円ぐらいかかるというような数字も出ているのでございます。しかし、こういうことで何校もするとなれば大変なことでございますので、これらについても例えば簡易診断などの方策があるかないか、そういうことも含めて今後検討していかねばならないということも考えているのであります。もう一つは、旧名寄市における校区の見直しなども抱えてはいるわけですが、ただいま林議員のお話のように、そういうことも視野に入れながらも早急にこの耐震診断を行う方向で取り組んでまいりたいと、こんなふうにも考えていますので、御理解をいただきたいと、こう思っております。

それから、食育の取り組みにつきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、新たな柱に加わるほど今重要視されていると、こういう大きな問題でございまして、学校教育としましては名寄市としては今年度中に栄養教諭を育成するという方向で今進んでおります。栄養教諭が育成されれば、その後は各学校における食の教育にも専門的な見地から取り組むことができるのではないかと。現在は、各学校における養護教諭の先生とか、それから給食担当の先生方が主として行っているわけですが、その上といたしまして、上に立つ中でしっかりと全校の食育にかかわる計画的な指導が行われていくのではないかなと、こういうことを期待しているところであります。

それと、もう一つは、この取り組みはただ単に学校教育だけのものではないという、そういうお話もございまして、そのとおりでございます。食育基本法が昨年制定されて、これに伴い一つには名寄市では経済部などと連携しながら、やはり横断的な組織をつくっていく必要があると。例えば食に関する指導委員会、こういうようなものを市挙げてつくりながら、やはり地域として子供たちの食に対するいろんな指導を高めていく、こういうことが必要かなと考えておりますので、今後検討させていただきたいと、こう思っているところであります。

それから、3点目は、風連高校の将来像について再度御質問がございました。今生徒数が激減していく中、これから5年、10年、15年と、この先を見据えた名寄市の、もっと大きくいきますと上川北学区の高校というのはどうあるべきなのかということは私たちにとって大変重要な問題でございまして、そういうこともございまして、これをただ単に存廃といたしまして、残すかつぶすかという議論ではなくて、やはりもう少しいろんな角度から議論していく必要があるのではないかと、こう思っているところでございます。御案内のとおり、士別市内においては、士別高校と士別

商業高校が平成19年度から統廃合されて1校になると、こういう方向が決まったようでございますが、そういう中で名寄市ではどういう方法がいいのか選択肢がいろいろあるわけございまして、キャンパス型の構想の中に入り込めるのか、あるいは風連高校は普通科でございまして、名寄高校のような普通科の中でキャンパス型があり得るのか、あるいは単独で存続させるような、そういう道はあり得るのかとか、それから悲しいことではありますが、統廃合の対象になってしまう、こういう道になるのか、そういうようなことも含めて、時間は余りないわけでございますが、どういう選択肢があるのかこれからまた皆様といろいろ議論をしてみたいと、こういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 今それぞれまでに答弁をいただいたわけですが、いずれにしてもことは合併の初年度ということで、いろいろな事務事業の調整がまだ残っておりますし、いろんな審議会ですとか、総合計画にしても農業農村の振興計画にしても、そういう作業がたくさんあるかと思っておりますけれども、基本はやはり名寄市と風連町が合併協議をしているときに合意した事柄をこれをしっかり守っていくということを前提に、大いに議論をしながら進めていっていただきたいというのが私の強い願いですので、ここをしっかりと認識して、これからの行政推進に取り組んでいただきたいと思います。

それと最後に、やはり一番先に言ったできれば何とか時間をとってまちづくり懇談会、これを実施して、市民の地域の人に島市長の顔を見せていただき、そして直接対話をして、住民の小さな希望なり、意見等も拾い上げて、そして新市のまちづくりに少しでも反映していただくことを強く望んで、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 以上で林寿和議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の政治姿勢について外4件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 指名をいただきましたので、市民連合会派を代表いたしまして、通告順に従い、順次質問を申し上げたいと思います。

2000年の地方分権一括法制定以来はや6年、当時は長期にわたった中央集権時代の呪縛から解放され、まさに地方分権時代の幕あけに対する期待感と歴史の転換期を意識をいたしました。しかし、国、地方合わせて約1,000兆円にも上る債務の責任は問われぬままのおもひはとてつもなく大きく、今や政権末期の小泉政権の規制緩和、市場万能主義、弱肉強食の政治により格差社会の拡大、都市と地方の格差、医療や福祉、年金等の将来不安や負担増、自殺者の急増、そして学校教育や子供社会にまで影を落とす事件が多発している現状にあり、終盤国会、教育基本法の改正や国民投票、共謀罪などこれらの提案と相まって、非常にきな臭い動きとして連動して気にかかっているところでございます。

さて、名寄と風連の合併については、既に生活圏を共有している条件がありながらも、政府によるあめとむちによる合併推進策、そして交付税削減と今後予想される新型交付税という財政圧力を受けながらのやむにやまれぬ選択として決断した側面が大きいものでありました。今後本当に合併してよかったのかどうかの判断は、真の住民自治に向かう不断の努力にかかっていると思います。どんなに厳しくても、主権者である市民の目線で市政のかじ取りをどんな政策でだれが行うのか、市民の関心事でもあったと同時に、単に二つのまちが一つになる延長線でもありませんし、今まで

の恩返しでもなく、まさに新生自治体が誕生した最初の選挙であり、今一人一人が新名寄市に思いを込め選択する大義名分はもちろん意義のある選挙であったわけで、立候補されたお二人には敬意を表するものでございます。

以下、具体的に御質問申し上げますが、島市長の政治姿勢について、市長選に臨んだ政策的公約についてであります。島市長が選挙中市民に約束をした主な政策的公約について答弁を求めたいと思います。

市政推進の基本スタンスについてであります。選挙の結果3万2,000人の首長としての手腕を期待されるわけですが、その姿勢として公平性、公正性、透明性、情報公開、説明責任についての基本姿勢を明らかにされたいと思います。

平和憲法の理想や基本理念を市政にどう生かすかではありますが、新市の中での平和憲法の理想や基本理念を生かすための基本的姿勢について答弁を求めたいと思います。

二つ目に、06年度市政執行方針の基本的な考えについてであります。新市建設計画と新市総合計画についてまとめて御質問することを御了解いただきたいと思います。市長は、今後の市政運営に当たって、合併協議における建設計画を踏まえながら総合計画を策定することを表明しておりますが、旧自治体の財政枠の考え方について、均等あるまちの発展、ともに寂れないまちづくりのため、これからも必要か否か、あるいは旧自治体を超えるトータルプランの必要性についてどう考えておられるのかお答えをいただきたいと思います。新たな自治体をつくるという気概とリーダーシップを発揮するのかは、建設計画は財源裏づけまではしていませんから、新たな事業施策等発生時の位置づけについてお答えをいただきたいと思います。

去る6月5日に制定をされました総合計画策定審議会条例に基づき動き出すわけではありますが、07年度スタートを目指しているようですが、そ

の策定手法、時期、市民参画のあり方について、特に既に各議員から出されているとおり、期間的な問題について危惧をするものもございますので、改めてお尋ねを申し上げたいと思います。

合併後の行革と組織機構の課題についてであります。行革と言えば国も地方も結局のところ職員や人件費の削減と出先職場の統廃合、地方や市民の負担増、弱者へのしわ寄せばかりが横行している現状にあります。その反面分権と自治が強調されるわけではありますが、今後策定される新行財政改革推進計画の理念についてお聞きをしたいと思いますが、どのように策定をされようかとされているのかお尋ねを申し上げます。

市役所の運営で一番権限と責任があり、重要な機構は市長を先頭とする特別職、そして部長以上が対象の庁議、いわゆる経営会議の今後の機能化、活性化についてお答えをいただきたいと思います。

さきの臨時会で市長は私の質疑に対し、職員倫理規程の策定の考え方を出示されていましたが、いつどのように具体化するのか。さらには、市が現在補助、委託、出資等をしている関係団体や法人等への市役所OBの人材活用の現状とその選考に当たってのかかわり方についてお尋ねを申し上げたいと思います。

大きな三つ目になりますが、06年度予算編成について。06年度予算案と今後の交付税の動向についてであります。既に質問にも出されているわけではありますが、改めて予算編成に当たって留意をされたことや合併効果を意識をしました政策予算の盛りつけについてどうであったのかお答えをいただきたいと思います。さらには、今後の交付税の動向、特に05、06年度は地方と国の約束もあり、交付税の財源担保がされたわけではありますが、07年度以降の見通しと、あるいは積み上げ型の編成方式はもう限界であるという提案でございますから、新たなる編成の手法についてお聞かせをいただきたいと思います。

合併特例債の基本的活用策について。特例債の

対象となる新市建設計画の主な施策事業について明らかにされたいと思いますし、特に旧名寄市、旧風連町の予算規模を前提にした案分の今後の考え方について明らかにされたいと思います。

今後の主要課題についてであります。自治基本条例及び地域自治区の基本的な考えについて。合併の有無にかかわらず、これまでの行政主導や決まったことのみ知らせる旧来型政治から転換を図る時代にまさに入っております。新名寄市における市民との情報共有、説明責任の能動性についての現状認識、さらには今後の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。基本条例の関係においては、ニセコ町を初め先進的な自治体の例が既にあるわけではありますが、改めて自治基本条例の位置づけとその制定目的を首長の立場としての見解を求めたいと思います。地域自治区については、小学校区単位地域自治区の検討が始まるとあるわけではありますが、その果たす役割、基本的位置づけについても改めて見識を聞きたいと思います。

今後の福祉行政について。交付税削減の影響により、旧名寄市では高齢者を初めとする福祉行政サービスが切り捨てられてきたり、説明責任が果たされない、約束をほごにするなど、行政に対する不信と批判を耳にしております。今後の福祉行政のあり方についての基本的見解をお尋ねを申し上げたいと思います。

中心街活性化及び風連の駅前再開発事業について。風連地区の3大事業が想定される中で、大きな事業でもあります市街地再開発事業は、旧風連町の財政体力で可能な範囲であるのかどうか。あるいは、後年度の維持管理や人口動態も含めた上での運営の見通しについてお伺いをしたいと思います。この計画について市長は既に完成年次、平成で言えば22年とたしかおっしゃったような気がいたしますが、完成年次を明示しているわけではありますが、合併協議や市長選挙での約束事があったのかどうかお尋ねを申し上げたいと思います。名寄の中心街活性化事業、TMOなどその検討経

過や遅延原因、あるいは風連に対置した事業規模としたらどのぐらいの規模が名寄地区、風連地区ともに発展をする事業規模になるのか、そのバランス感覚も含めてお尋ねを申し上げたいと思います。

国の医療制度改革と市立病院等の課題についてであります。医師確保問題や精神科等の現状を踏まえながら、今後の市立病院等の課題やその対応についてお尋ねを申し上げます。さらには、現在今国会でもう決まるだろうという、残念ながら決まるだろうという医療制度改革、さらには今回の診療報酬改定等が公立病院等にどのような影響が出ていくのか明らかにされたいと思います。かねてから求めておりました市立病院の中長期計画の策定に向けた取り組み経過、あるいは再建計画が必要なのかも含めてお知らせをいただきたいと思ひます。

今後の普通建設事業と財政計画の位置づけについてであります。市内でもここ数年で公共事業工事の削減、不況等の影響で建設会社が倒産、吸収合併、異分野等への新規参入など、大きな変化が出ております。最近の現状について事業者や雇用状況の推移も含めてお知らせをいただきたいと思ひます。市内経済と雇用確保に影響のある必要な公共投資事業の予算確保についてでございますが、さらに特例債活用事業などについてお答えをいただきたいと思ひます。合併による旧自治体枠の指名実績について今後の考えをお聞かせをいただきたいと思ひますが、さらに既に見直しております指名業者等のランクづけ、あるいは指名選択にかかわる客観性についてお知らせをいただきたいと思ひます。

季節労働者の冬期援護制度と雇用政策についてであります。制度の改善、延長問題、大変厳しい大きな転換点にあると思ひます。まずは、さらなる運動継続を求めておきたいところではあります。執行方針にもある道との関係も含めて新たな方策についての協議を行うことと言われてお

りますが、具体的な内容や名寄市の雇用対策協議会の果たす役割についてお聞きをしたいと思います。

基幹産業の農業の振興についてであります。執行方針にもあるとおり、新名寄市の農業は合併により日本一のモチ米の作付、北海道一のアスパラ栽培等、基幹産業農業のウエートが高まってきたわけではあります。国の食料自給率の先送り等についての見解と新市における農畜産物生産性の向上に対する基本的な考えをお答えをいただきたいと思ひます。新たな食料・農業・農村基本計画に基づく07年度からの品目横断的経営安定対策では、行政の果たす役割と結果的に認定から外れる農業者への対応についてお答えをいただきたいと思ひます。さらには、前段申し上げた関係とあわせて、新市における交付金の削減影響についての見直しをお尋ねを申し上げておきたいと思ひます。

人口定住対策について。合併はしたものの、合併当時の推計では15年後には5,000人を超える人口が減る推計となっております。ここ数年の誘致企業の撤退等もあり、今までの旧名寄市での定住対策、人口対策というのは観光や各種大会、交流人口の拡大に力点を置いてきましたが、その継続性には理解を示すものの、改めて定住対策のアピールも必要ではないかと考えます。転出を防ぐための対策施策、あるいは市外からの転入促進の対策施策等いろいろ考えられるわけですが、現状考えられている担当セクションの位置づけや取り組みの現状についてお知らせをいただきたいと思ひます。

住民基本台帳の個人情報保護について。かねてから指摘をされておりました住民基本台帳の閲覧制度について、原則公開を改め、公益性等に限定公開に変更する改正基本台帳法の改正がさきの衆議院本会議で可決をされました。遅くとも年内実施の予定と聞いておりますが、名寄市についての現状の対応と実績、最近の閲覧傾向の状況、

そして法改正による条例整備の対応についてお答えをいただきたいと思います。

大きな項目最後になりますが、教育行政執行方針について。教育基本法を生かす教育行政の現状はありますが、今国会では戦後初めて学校現場で愛国心が評価の対象として内心に踏み込むようなおそれのあるような怖い改正案が提案され、審議が始まり、時代錯誤としか言いようがございません。きな臭さを感じます。改正の動きに対する認識と見解について、教育基本法を生かす教育行政の不断の努力についてお伺いをいたします。

学力二極化進行の現状についてではありますが、有識者でつくる日本の教育を考える10人委員会、委員長、佐和立命館大学教授らの義務教育アンケートによりますと、子供の学力について勉強ができる子とできない子の二極化が進んでいると感じている人が60%を超え、そのうち70%近くは所得格差が原因と考えていることがわかりましたという報道に接しました。名寄の現状について答弁を求めたいと思います。

教育予算確保の現状と教職員の勤務実態についてではありますが、教育予算確保のために市長部局との調整の現状について、さらには学校教育、社会教育の現場の声との乖離についての認識をどの程度お持ちかお知らせをいただきたいと思います。さらには、教職員の時間外労働の現状についてお知らせをいただきたいと思います。

教育相談センターの位置づけと課題についてではありますが、本年度からは教育相談センターが設置をされ、その役割が期待をされるわけですが、その設置根拠規定をどこに求めておられるのか、あるいは相談体制充実に向けた対応についてお尋ねを申し上げます。

特別支援教育の充実体制について。07年度完全実施のため、旧名寄市はモデル指定を受けながら、先進的な準備の取り組みをされてきたと思いますが、合併以降新市における現状と課題や対応についての答弁を求めたいと思います。

最後になります。高校の学校規模の適正化素案と新名寄市の対応についてであります。既に道教委などからキャンパス型高校についての考え方も出ているわけですが、新名寄市における生徒や保護者のこれに対する理解の程度についてお知らせをいただきたいと思います。今後の道教委の動きいかんによっては、風連高校を含め3校は厳しい対応に迫られる状況にあるわけですが、島市長は合併協議の中で風連高校の市立の可能性を言及していますが、教育長の見解を改めてここでお尋ねを申し上げ、この場における質問を終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 熊谷議員からは5項目にわたる御質問をいただきました。教育行政執行方針についての5項目めは教育長からの答弁とさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてのお尋ねがございました。市長選挙に臨んだ政策的公約についてのお尋ねでございますが、このたびの市長選挙はまさに風連町との合併によって起きた選挙でございます。この合併協議にかけた合併協議会の委員の皆さんや、あるいは住民の皆さん方のこの約束事をしっかり守ることが新生名寄市の市長の仕事であると、このような認識のもとに市民の皆さんに選挙の期間中この新市建設計画を具体的に具現化するための総合計画の策定、財源の裏づけ等についてお話をさせていただきました。いま一つは、ことしの4月に幸いにも名寄市立大学の開学ができたわけですが、いわゆる完成年度、大学生が4年生までそろそろ4年間、この期間の大学運営は非常に先行投資の意味も含めて財源がかかるということでありまして、この大学の運営基盤をしっかりと確立をしたいと、このように申し上げて選挙市民の皆さんにお約束をさせていただきました。選挙の告示以降の公約については、これに一つ加えて市長報酬を20%返上すると、こういう公約を市民の皆さんに訴えさせていただ

たところであります。

次に、市政推進の基本的なスタンスについてのお尋ねがありました。公平性、公正性、透明性、情報公開、説明責任についてという基本姿勢についてはお尋ねのとおりであります。小泉内閣の掲げる聖域なき構造改革により、国のさまざまな制度改革によって地方自治体も大きな影響を受けているわけですが、行政運営に当たりましては市民の福祉向上を目的に取り組んでまいりました。限られた財源の中で、市民のニーズにこたえるためには事業の必要性、有効性、公平性による施策の選択を行っていかねばならないこととあわせて、市民の理解を得ることが大切と考えております。これまでも増した市民参加と情報公開に努めてまいります。

次に、平和憲法の理想や基本理念を市政にどう生かすかというお尋ねでございます。御案内のとおり戦後制定されました日本国憲法、58年を経過をしているわけでございますが、社会や国際情勢が大きく変化していく中で、今日の現状に対処できる憲法はどうあるべきかの議論が国会ではそれぞれの政党段階で熱心に議論をされているというふうに受けとめております。これらのことを受けて、憲法改定をするためには法律による国民投票等に関する規則を定める必要があると考えられており、今国会で成立させたいとの政府の方針ですが、会期延長等の絡みで非常に状況は不透明でございます。継続審議されると報道もされているところでございます。憲法の理想や理念は、国民議論の高まりを受けて改定されることが望ましく、国民にとって不利益があってはならないと思っております。改定賛否の論点の一つであります自衛隊活動をめぐる問題は国の責務であり、駐屯地を抱える本市といたしましては災害救助、まちづくり活動などの分野で協力協調しながら、行政運営を行っているわけでございます。あわせて戦没者追悼式や市民平和音楽大行進などの行事を継続して、市民と平和の大切さの共有に努めてまいり

たいと思っております。

次に、06年度の市政の執行方針について、新市建設計画、新総合計画の策定についてお答えをさせていただきます。新市の総合計画につきましても、今後の市政運営を総合的かつ計画的に進めるための方向性を示すものであり、市勢の発展と市民福祉の向上のための各種施策を実施するに当たり、基本となる重要な計画でありますので、なるべく早期に策定をする必要があると考え、平成18年度中に策定してまいりたいと考えております。総合計画の策定に当たりましては、合併協議会が策定をした新市建設計画の基本的な考え方、事業計画等を踏まえながら、多くの市民が計画づくりに参加できるよう配慮するとともに、市民の皆さんにわかりやすい内容となるよう工夫をしてまいりたいと考えております。当然ながら議員の皆さんの御意見をいただき、市民一体となった計画をつくり上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。また、財政状況につきましても合併協議の中では財政シミュレーションも出した中での合併協議ということでございました。これらも見据えた計画にしてまいりたいと考えております。

新市建設計画につきましても、これを尊重することは当然であります。今後の社会経済情勢や財政状況等を勘案し、市全体の見地から施策の必要性、重要性、優先等について十分検討し、選択と集中を図る必要があると考えております。いずれにいたしましても、地域の現状を踏まえ、それぞれの特色を生かした総合計画としてまいりたいと考えております。

次に、合併後の行政改革と組織機構の課題についてのお尋ねでございます。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもと、職員は自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市民の目線に立った行政運営を心がけるとともに、計画策定に当たっては仕事の進め方や制度システムを抜本的に見直し、効率化を図り、地方分権下

で住民の満足度を高めるため、行政と住民の役割分担による協働の視点と健全財政の確立が重要であります。行財政改革推進計画の策定に当たっては、職制を問わず各部課職員により素案づくりのグループを立ち上げ、職場内での意見集約を図るなど、総合的な素案づくりを進めてまいります。また、総合計画策定審議会6部会の代表者などによる推進計画検討委員会を組織し、行革全般にわたり意見、提言をいただくなど、市民への説明にたえ得る計画を策定してまいります。今回の行財政改革推進計画は、本年度中に実施計画である集中改革プランもあわせて策定し、早期に実施してまいります。

次に、合併後の行政改革等組織機構の中で、機能性、活性化等についてのお話がありました。総合的な行政サービスの展開のために意思決定協議並びに情報交換及び調整機能を有する機関が必要であるということから、現在庁議、部長次長合同会議等を設置しております。庁議は毎週1回、部長次長会議は月1回、それぞれ名寄庁舎で開催をし、政策の意思決定や課題の共有化等調整を行っているところであります。また、分庁方式に対応し、私は週2回風連庁舎で執務をし、情報交換や市民との対話も含めての効率的な行政運営を図ることとしております。

次に、職員の倫理規程の策定についてお尋ねがございました。去る5月15日の臨時会で熊谷議員から御指摘をいただきまして、早速平成18年5月23日、名寄市訓令第68号として制定をさせていただきました。その内容につきましては、旧風連町で有していた町職員の倫理規程あるいは他の自治体の制定している規程等を基本にして、第1条、目的、第2条、職員の基本的な心構え、第3条、関係業者との接触に関する規制の構成で策定し、先日来の庁議、部長次長会議、課長会議等を通じて職員に周知徹底を図っております。庁内だけで策定するのかというような御意見もございましたが、上位法を受けての内部規程として庁内

で策定をいたしました。改めて申し上げるまでもなく、私も職員には国家公務員倫理法や地方公務員法第33条、第34条などが準用されます。今回の名寄市職員倫理規程とあわせてしっかりと認識し、業務に当たっていく所存であります。

次に、市のOBの人材活用の関連についてお尋ねがありました。現在市が補助、委託、出資等をしている関係団体、法人等について、株式会社名寄振興公社1名、人材開発センター1名、名寄市社会福祉協議会1名、高齢者事業センター1名でございます。選考に当たりましては、助役、部長、人事担当課長と退職者の能力等も含めて選考させていただいておりますし、また本人の意向の聞き取り等も含めて聞き取り調査をする中での選考ということでございます。

次に、06年度予算案と今後の地方交付税の動向についてお尋ねがございました。予算編成は、市政執行方針での5本の柱のほか、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的で事務事業の一元化の促進につながる事業も盛り込みました。特に給食センター整備事業を含め、合併特例債を要望している5本の事業は、このような観点からの検討も加え、さらに肺炎球菌予防接種事業は高齢化が急速に進み、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を基本に本予算に計上いたしました。特例法による財政支援については、合併に伴い臨時的に増加する経費に対応するため地方交付税が措置されますが、本予算は市長及び農業委員選挙執行経費、軽自動車税の一元化、電算化関連維持管理経費ほかさまざまな事務事業の財源対策も含めて普通交付税で5,000万円、特別交付税で2億円を計上いたしました。合併していなければ財源不足が拡大し、基金により依存し、より厳しい財政運営になったのではないかと考えております。国は、平成19年度から新型交付税の制度導入を予定しておりますが、平成13年度以降の骨太方針の経過を見れば削減の方針が明らかで、地方分権に寄与する内容になるよう地方六団体と連携を強

化し、市独自の財源確保の対策も各種計画と調整をして講じてまいりたいと考えております。歳入の確保が不透明な財政状況の中で、数年前から積み上げ型予算編成は不可能になっており、これまでも時の経過に伴う事務事業の見直しを進めてまいりましたが、事業評価システムをより活用した予算編成を考えております。

特例債の旧名寄市、旧風連町の予算規模を前提にした案分の考え方についてのお尋ねがございました。平成18年度予算における合併特例債を要望している事業は5事業で、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進のほか、国、道との協議が進み、実施時期に緊急性の高いものなど検討も加えて予算計上いたしました。合併特例債の旧市町の予算規模による案分については、合併協議会の議論の中で一方の自治体に偏った特例債の活用を懸念される意見もありましたので、予算規模で仮に案分した場合の数値を示させていただきます。実際の活用については、新市建設計画に搭載された事業の中から適債事業に充当されることから、旧市町ごとに枠を定めることはありません。合併特例債を活用する場合、起債の適債事業であれば柔軟に対応可能と従来言われておりましたが、5月のヒアリングでは1件ごとに合併に必要な事業の審査が厳しく行われております。言いかえると、合併対象事業の目的が合併に寄与するものであればさまざまな事業に充当することも可能と、このように考えており、財源確保に知恵と工夫を凝らして、今後は新市総合計画の策定協議等を踏まえて、予算に反映してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例、地域自治区の考え方等についてお答えをさせていただきます。行政が主体となってサービスを提供する時代は終わりつつあります。その一方で地域が主役になって、この地域のことはこの地域で決定する機運も活発化しつつあります。新名寄市を築いていくため、住民自治に関する基本原則を大切にし、行政への市民参

加を保障し、主役が市民であることや行政への参加の仕組みを規定し、市民全体によるまちづくり推進をすることを目的に自治基本条例（仮称）の制定に向けて、市民とともに議論する場を設けてまいります。

また、新名寄市においては、地域主権の自治推進を図るため、旧風連地区では特例区、旧名寄区域では小学校単位を基本とした地域自治区の導入に向けて検討してまいります。旧名寄区域の地域自治区では、地域でできることは地域にの視点に立ち、地域と行政との新しい役割分担を求めてまいりたいと考えております。今後は、住民の身近なところは住民みずから活動できる体制づくりや具体的な課題を整理するため、単位町内会や町内会連合会と意見を交換してまいりたい、このように思います。

次に、今後の福祉行政についてお答えを申し上げます。旧名寄市の財政状況につきましては、逐次財政計画を修正する中で議員各位には機会をとらえ、説明に努めてきたところであります。厳しい財政状況の中で各事業に対する予算配分を一律削減するのではなく、一つ一つの事業について事務事業評価などを考慮し、検証した上で盛りつけを余儀なくされたところであります。この中で敬老会補助金やインフルエンザワクチンの予防接種補助、高齢者交通費助成事業など、主として名寄市の単独事業につきましてはその額や対象者の見直しを図ってまいりました。事業の継続性ももちろん重要であります。限られた財源の中でどこにポイントを当てて施策を行っていくのかということも重要なことと考えております。この間の事業の見直しにつきましては、広報や合併住民説明会用資料、またこのたびの選挙における私の主張の中にも市民に訴えてまいりました。一定の説明責任は果たしているものと考えております。

新市のスタートに当たり、事務事業調整で話し合われたものを土台として事務事業を行ってまいることになりますが、障害者自立支援法の施行な

ど福祉行政を取り巻く環境が大きく変化をしておりますので、本年策定することになります障害福祉計画など各種の保健福祉計画に基づき、国の制度改正にも注目しながら、地方分権時代を担う名寄市としての福祉行政を推進してまいります。

次に、中心市街地活性化、駅前再開発事業についてのお尋ねにお答えを申し上げます。名寄市の中心市街地活性化基本計画、TMO構想は平成12年に決定し、これまで関係者の努力と協力を得て推進してまいりました。具体的には5年以内の短期に着手する8事業、中長期に対応する6事業に分けて実施してきておりますが、そのような中事業内容の見直しに迫られており、昨年からの見直し作業に取りかかる手はずをとっているところでございます。しかし、昨年からの見直し作業の中で、今回今国会の審議の中でまちづくり3法の改正がございます。新規事業の着手には新たな協議会を立ち上げて議論を行うこととなり、当初の基本計画と同様な手順により再構築していかなければならないところからです。このことから、現状の計画部分について本構想に沿った事業展開を行い、新規については他の推進メニューにより事業実施していくこととし、関係団体、機関と協議検討を進めているところでございます。また、名寄駅前の再開発事業の対置につきましては、それぞれの商店街規模、構成に大きく違いがあることから、その比較は難しいところでございます。しかしながら、名寄の駅前を中心とした活性化事業につきましては、旧名寄市の第4次総合計画後期計画にあります複合交流施設整備、北洋銀行旧名寄支店跡地活用事業など再点検を図り、商店街、関係団体と一体的に進めていくことがにぎわいのある商店街に結びつくものと考えております。

風連地区で計画をされている再開発事業、道の駅整備事業、風連中学校改築事業等の関連では、旧風連町の財政状況については合併協議が進む中で旧風連町での論議を重ねてきた経過があります。

風連町単独の場合の財政推計や風連町自立の場合の行財政運営、さらには大規模事業を視野に入れた風連町の財政状況推計などを検討しており、検討結果として人口減や地方財政の取り巻く状況を考慮するとき厳しい財政運営を認識し、さらなる行政経費の削減や受益者負担の見直し、または基金の充当をもって対応していくことの方角を町民ともども認識をいただいているところでございます。

事業完了後の地域交流センター、広場、公共駐車場等の公共公益施設の管理運営は、指定管理者に業務委託をする考えでおります。運営の見通しについて収支計画では収入を市からの管理運営委託料、会議室等使用料、商業テナント区画貸し出し等を見込み、支出は施設の一般管理費、維持費、借り入れ返済金等の見込みで一定程度の収支が見込めると推計をしております。

合併協議や選挙では完成年度の取り決めはありません。この事業は、国の都市再生特別措置法に基づくまちづくり交付金を適用するものであります。交付要綱で市が作成する都市再生整備計画に基づき、国が交付する交付金を交付する期間はおおむね3ないし5年とされていることから、2006年度事業を開始し、最長5年後の2010年完成としたものであります。

次に、国の医療制度改革と市立病院等の課題についてお答えを申し上げます。市立病院の課題についてでございますが、従来の専門医療に偏った医師の育成方法を改め、新人の医師に幅広い診療知識の習得を促す目的で臨床研修制度が発足して既に2年が経過いたしました。しかしながら、この制度により道内3大学では医局に医師がいないことを理由に自治体病院から派遣医師の打ち切りや引き揚げが行われており、その数はこの2年間で道内106の自治体病院のうち26病院にも及んでおります。当院においても16年度に循環器内科、17年度に精神科で医師の派遣打ち切りが行われ、地域医療及び病院運営に大きな打撃を受

けたところであります。今後地方センター病院として、安心、信頼の病院として地域医療を担っていくためには医師の確保が最重要課題となっております。医師の都市部への偏在と医局離れを食いとめるためには、国の抜本的な対策を期待するところですが、同時に当院で研修に励んでいる研修医が研修終了後も引き続いて勤務していただけるよう、市独自の医師確保対策を検討してまいりたいと思っています。

平成14年度から病院の単年度赤字決算が続いており、前年度も約4億円の赤字が見込まれております。今後不良債務を発生させないためには、抜本的な対策を講じることが必要でございます。費用では材料費、経費の縮小を図り、入院収益では在院日数を減らして単価アップを図る、また外来においても収益増を図り、健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、政府の医療制度改革の関連でのお尋ねがございました。改革でうたわれている項目の主たるものは、現役並みの所得者にかかわる高齢者の患者負担の見直し、食費、住居費負担の見直し、高額医療費の自己負担限度額の引き上げ等でありますが、当院を含めた公立病院等への影響では本年10月実施の高齢者の3割負担について未納者や受診控えなどの増加が予想されます。また、本年4月の診療報酬改定による影響は、現在正確な数値を検証中ではありますが、薬価と検査料の引き下げによる収入減の影響があります。また、入院基本料の引き下げによる影響も少なくないと見ております。当院4月から5月にかけての病床稼働率等が良好な数値で推移していることと各診療部署ごとの現場の努力等により、現在のところマイナス要素を最小限に食いとめている形となっております。今後とも安心、信頼、良質な医療の提供に努め、患者の確保を図ってまいり所存であります。

次に、市立総合病院の中長期の計画策定に向けた取り組みについてお尋ねをいただきました。現

在平成13年度から平成19年度までの7カ年を計画期間とした病院事業長期計画に基づいて運営を行っていますが、これからの日本の医療政策を推測すると、医療費抑制がより強く打ち出されることは避けられないと見ております。すなわち、病床数の削減、在院日数の短縮、包括医療の導入促進、地方における医師不足と過疎化及び高齢化、さらには診療報酬のマイナス改定など、自治体病院を運営していくのは大変厳しい環境になっております。しかしながら、当院が公共性と企業としての経済性を保ちながら、住民の福祉と健康の増進を図っていくためには、当院の基本理念のもとにビジョンを描いて、現状把握と予測を行い、長期計画を立てて、常に体質改善を図っていくことが基本でありますので、不透明、不確定な部分も多くありますが、今後は予測可能な部分をもとに中長期計画の策定を進めてまいります。

次に、今後の普通建設事業の財政計画についてのお尋ねがございました。建設関連の倒産件数は、ここ5年間で12件、吸収統合は1件で、解雇等に伴う雇用にも影響が出ており、建設労働者数は事業所統計等の公表値から推計すると、倒産以外に事業縮小などの要因も複合的に絡んで2ないし3割程度減少しているものと考えております。また、その一方、岩盤浴場の経営、FM放送事業の開始など異分野へ進出する企業もあり、新規雇用の創出に結びついております。平成18年度本予算における普通建設事業費は、新市建設計画書の財政計画の22億円を若干上回る22億8,500万円となりました。これは、大学の校舎整備事業が前年度にほぼ終了したこと、新市の総合計画策定を今年度に予定していること、さらに道の駅整備事業の事業内容の充実のため事業期間を1年延長し、19年度に2億1,300万円ほど送り込んだこと等によるものであります。今後の普通建設事業費及び特例債活用予定事業は、新市の総合計画策定の中で検討させていただきこととし、今年度の普通建設事業費につきましては給食センター

及び風連児童会館の整備事業は9月に内部改修等の追加補正を予定しており、普通交付税の本算定の結果を見て、1億円を超える補正予算を検討してまいりたいと考えております。

指名ランクづけについては、土木部門と建築部門で経営事項評定点と過去3カ年の平均技術評価点の合計により3ランクに区分し、格付を行っており、指名委員会の委員構成も建設水道部のみに偏ることなく、経済部、総務部からも選任をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、季節労働者の冬期援護制度と雇用対策についてお答えを申し上げます。季節労働者冬期援護制度は、平成18年度で終了となります。これに対して北海道は、ことし2月、北海道季節労働者雇用対策協議会で本道における今後の季節労働者対策のあり方について第1次報告として取りまとめを行ったところであります。報告の概要は、現下の季節労働者の現状とこれまでの施策を検証し、引き続き国、道、市町村、民間の連携の重要性と今後充実強化が望まれる対策として、工事の平準化や円滑な労働移動等の推進、建設事業主等の取り組みの促進などとなっております。既に北海道季節労働者雇用対策協議会では、本年3月にこれらの事項に基づく制度の充実を国に要請を行っており、北海道市長会並びに関係団体も相次いで要望活動を展開しております。当市におきましてもこれらの動きと連動した運動を通して、地域の季節労働者の雇用の安定を図っていく必要があると考えており、今後名寄市雇用問題対策協議会の中で役割や組織の充実、活動などについて議論してまいりたいと考えております。

また、雇用については、時の景気に大きく左右されると言われておりますが、長引く景気の低迷は雇用に深刻な影響を与えています。しかし、地域経済をしっかり支えております経営者、事業主の皆さんが日ごろの経営にかけるたゆまない努力に目を向けるとき、あらゆる機関に諮り、わずかな情報も聞き漏らさない献身的な活動と血のにじ

む努力や身を挺した企業存続等生き残りをかけた活動、さらには経営改革に商工会議所、商工会と一体となって取り組まれていることに対して改めて敬意を表する次第であります。何としてもこれら一連の努力に行政としてもしっかりとした支えをしていかなければならないと思っております。

次に、基幹産業農業の振興についてお答え申し上げます。我が国の食料自給率は、昭和40年度の73%をピークに平成10年度には40%まで低下し、その後は横ばいで推移をしております。昨年3月に決定された新たな食料・農業・農村基本計画において将来的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指し、実現の可能性を考慮して、平成22年度に45%とする目標が設定されているところでございます。自給率の向上については、消費、生産の両面にわたる取り組みが重要であります。消費面では食生活指針の理解と実践の促進等により、脂質摂取過多の改善等、適正な栄養バランスの実現、食べ残しの抑制など食生活を見詰め直し、地域に合った地産地消や食育の推進に向けた運動が必要と考えております。また、生産面では生産者と食品加工業者が一体となって消費者の求める安全、安心で高品質の農畜産物を低コストで安定的に供給していくことや優良農地の保全、担い手の確保、技術の開発、普及等の推進が必要と考えております。農業は、国民の食料を生み出す大事な産業であり、基幹産業農業のまちとして日本の農業を守り、発展させるためにも食料自給率の目標を50%以上にすべきと考えております。新市の農畜産物の生産性向上につきましては、恵まれた大地に水稲、畑作、野菜、畜産が経営されており、消費者ニーズや需要動向に即した農畜産物の安定生産を基本に、安全、安心及び高品質生産を基本に生産振興を図ってまいります。

経営所得安定対策大綱に基づく品目横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換として水田農業と北海道の大規模畑作を対象に平成19年度から導

入されます。これまでの全農家から担い手中心の生産体制につくりかえる農業構造改革とWTO貿易ルールに対応するものであります。交付対象農家を担い手に限定し、全生産者を対象としてきた従来の助成の仕方を変える農政転換と言われております。現在農協と連携し、対象農家の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。行政としては、制度の周知徹底、認定農業者への誘導を図っているところであります。

新制度の対象外になる農業者につきましても、集落営農組織の立ち上げの方法がありますが、これまでの集落説明会や農協との協議の中ではハードルが高く、難しいとされております。農地流動化による規模拡大、農業受委託による面積拡大、農業所得による特認要件の活用等を農業関係機関、団体と検討し、認定農家として極力対象になるよう指導してまいりたいと思っております。

また、これらの交付金の推移についてはまだ正確な情報には接しておりません。その中で、やはり全体的には減となるのではないかと、このように推測をしているところであります。

次に、定住対策等についてのお尋ねがございました。団塊の世代の大量退職は、2007年問題とも言われ、東京圏では120万から150万の退職が見込まれています。高齢化や人口減に悩む地方自治体では、この団塊の世代をターゲットにあの手この手の移住促進事業に取り組んでいるのが現状です。北海道移住促進協議会の北の大地移住促進ホームページで道内各市町村の移住定住情報を紹介していますが、名寄市も移住定住情報を作成し、リンクをさせていただき、新規就農を含め情報の発信をふやしているところであります。また、名寄にゆかりのある方々に各都市の名寄会やfメールでの名寄のよさもアピールしているところでございます。また、定住対策として大学の4年制化も実現をしたわけではありますが、これらを含めて対策をしっかりと総合計画の中でも議論をしていきたいと考えているところであります。

次に、住民基本台帳の個人情報について申し上げます。現行の住民基本台帳法第11条では、何人でも市町村長に対し当該市町村が備える住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別、住所の閲覧の請求をすることができることは御案内のとおりでございます。平成15年に公布された個人情報保護に関する法律や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、基本的な個人情報の取り扱い、制限等について定められ、これらの趣旨は当然住民基本台帳法の解釈にも生かされるべきと認識しております。しかし、多くの市町村は現行の法律での対応に苦慮し、法改正の必要性を全国連合戸籍事務協議会を通して国に要請し、今日に至っております。住民基本台帳の閲覧制度を制限するなどの住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されるまでの間、引き続き閲覧請求事由の厳格な審査や請求者本人確認の徹底を図りながら対応してまいります。

対応している件数等について若干申し上げますと、平成16年度は11件の2,064件、17年度は13件の2,673件でございます。閲覧の傾向としては例年と変わらないマーケティングの調査を目的とした申請が多いと、このように受けとめております。

法改正による条例整備への対応について、第164回通常国会の平成18年3月7日に住民基本台帳法の一部を改正する法律案が上程され、現在も審議中でございます。その改正案は、何人でも閲覧を請求できるという現行制度を廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築しようとするものであります。改正法律案の概要については、公益性が高いと認められる以外は禁止ということでございます。法改正を待って、現行の住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱の見直しを進めながら、適時的確に判断してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私から大項目の5、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、（1）、教育基本法を生かす教育行政の現状についてであります。御案内のとおり文部科学省は平成13年11月26日に新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について中央教育審議会に諮問し、平成15年3月20日にその答申がなされました。その中で見直しを図る必要があるとしたものは、一つには国民から信頼される学校教育の確立であり、特に個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化、男女共同参画など、社会の変化への対応についての観点の重視であります。また、二つには、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携協力、そして三つ目には公共心、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成、そして四つには生涯学習社会の実現などについてであります。これらを踏まえて、文部科学省は改正案を策定し、今国会に提出いたしました。現在衆議院特別委員会で審議がなされていることは御案内のとおりであります。教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念は尊重することが確認されているところであります。

名寄市教育委員会といたしましては、教育の中立、個人の尊厳、人格の完成などの理念は憲法の精神ののっとりした普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていく必要があると考えていることから、今後の議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、（2）、学力二極化進行の現状はについてお答え申し上げます。ただいまの熊谷議員のお話のとおり、佐和隆光立命館大学教授を委員長として有識者でつくる日本の教育を考える10人委員会が行った義務教育アンケートによりますと、インターネットによる回答者1万184人の63%が学力の二極化が進んでいるとし、そのうち6

6%の人が原因を塾や予備校などの費用が出せるかどうかの家庭の所得格差が影響するとしております。しかしながら、学力の二極化には学校外教育費における所得格差が指摘されているとの指摘に立っての設問でございまして、やや狭い意味での意識調査と思われることから、結果をそのまま全面的に受け入れるにはやや疑問は残るかなと、このように考えているところであります。

また、ここで取り上げている学力という言葉のとらえ方は、例えば進学等の入試にかかわるような知的学力のみを想定していると考えられます。現在学校教育が求めている確かな学力とは、知識、技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決していく、そのような資質や能力を指しているわけでございまして、現行の学習指導要領ではこれらの総合的な力、いわば人間力の育成を目指しているところであります。名寄市教育委員会といたしましては、この確かな学力の育成に向けまして、総合的な学習の時間や選択学習の充実を図るなど、子供たちがみずから考え、みずから解決する力を身につけていけるよう努めているところであります。

また、午前中の小野寺議員の答弁でも触れましたが、基礎学力の定着に向け、平成16年度からは基本的な生活習慣の定着、読書活動の充実、家庭学習の習慣化について各学校での継続的な取り組みを求めるとともに、発展的な学習についても児童生徒の実態に応じて積極的に取り扱うよう各学校に指導してまいりました。また、個に応じた指導の充実、特色ある教育活動の展開などを通して学校力の向上にも努めているところでございませぬ。今後とも学校、家庭、地域の連携を深めて、知、徳、体のバランスのとれた教育を展開することで豊かな人間性をはぐくみ、子供たちの全人格的な形成が図られるよう各施策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、（3）、教育予算確保の状況と教職員の

勤務実態についてお答え申し上げます。教育予算の確保にかかわる学校要望事項等につきましては、年間を通しての学校施設調査などを加えて、予算編成時には各小中学校に対するヒアリングを実施し、何よりも教育水準の維持向上と児童生徒の安全確保にかかわるものを第一に、その必要性、重要性、優先度や学校間の公平性などについて十分検討して予算編成に当たっております。また、総合計画掲載事業などにつきましては、ローリング等を通じて市長部局との協議を重ねております。数年来全市的に経常経費の縮減が求められる中にありましても、学校予算につきましては一定の水準を確保してきたものと考えております。査定結果につきましては、限られた厳しい財政状況のもと各学校における一定の理解は得ているものと考えているところであります。今後とも教育予算の確保に最大限努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、教職員の時間外労働の実態について申し上げます。教職員の時間外勤務につきましては、国立及び公立の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する特別措置法の規定に基づき、その職務と勤務の特殊性により教育調整額を支給する制度を設け、御案内のとおり実習指導、修学旅行的行事、教職員会議、非常災害のいわゆる限定4項目以外は超過勤務制度を適用しないこととなっております。時間外業務の実態につきましては、北海道教育委員会が平成16年度に発表した調査では、小学校では1カ月平均11.4時間、中学校では33.8時間となっており、その内容は学習指導に関する業務に加え、部活動指導、生徒会指導、校内外で行われる研修会、研究会や家庭訪問など、非常に多岐の分野にわたっております。こうした実態を踏まえ、北海道教育委員会では平成17年3月に長時間の時間外業務等が職員の健康や福祉に与える影響等を考慮するとともに、職務と家庭生活の調和を図り、豊かでゆとりのある生活を実現していくために時間外業務等に関する留意事項と縮

減を図りながら、教職員の心身の健康維持を図ることを目的に時間外勤務、業務の縮減に向けての指針を定めました。名寄市教育委員会といたしましてもこの指針に基づき実効ある具体的な取り組みを行い、時間外業務等の一層の縮減に努めるよう学校長に対し指導をしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、(4)、教育相談センターの位置づけと課題はについてであります。御案内のとおり名寄市におきましては従来児童生徒にかかわるさまざまな相談事について、教育全般、就学などは学務課、いじめ、不登校などは青少年センター、また療育や虐待などについては保健福祉部でそれぞれ相談窓口を設けて対応してまいりました。しかし、相談に訪れる市民がどこに相談に行けばいいのかと戸惑う場合も多いわけでございまして、また社会環境の変化も受け、相談内容も多様化、複雑化してきており、より幅広い専門的な知識を有する相談対応が求められるようになったことから、合併を機に教育委員会内で学校教育課と青少年センターでの教育相談窓口を一元化し、主として児童生徒の非社会的な要因にかかわる幅広い相談窓口として対応するために教育相談センターを設置いたしました。従来は青少年センター業務の中に位置づけられておりましたハートダイヤル、適応指導教室、父母懇談会等の教育相談、支援に関する業務につきまして教育相談センターの業務として位置づけていくものであります。これによりまして市民の教育に関する相談に対し、組織的、継続的に迅速に対応が可能となり、学校のみならず関係機関、地域社会全体でのバックアップ体制が強化され、総合的な相談機能の充実が図られるものと期待しているところであります。今回一元化を図ることのできなかつた福祉事務所、社会福祉課相談窓口との一元化につきましても実現の方向を探ってまいりたいと、このように考えております。

この相談センターは、まだ開設の緒についたば

かりでありまして、このセンターをその目的に沿ってより効果的に遂行していくためには多くの課題がございます。今後とも他機関等の支援を得ながら、センターの充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、(5)、特別支援教育の充実についてお答えを申し上げます。平成17年度に実施いたしました旧名寄市における特別支援教育体制推進事業につきましては、一つには市内全校における校内委員会の設置、二つにはコーディネーターの指名、三つには専門家チームの設置、さらに3月には医師や関係行政機関、対象児童生徒の保護者などから成る特別支援連携協議会を設置して、地域全体で支える体制構築に努めてまいりました。事業の成果につきましては、全校に校内委員会を設置し、コーディネーターを指名できたこと、コーディネーター連絡会議や研修会を開催できたこと、専門家チームや特別支援連携協議会を設置できたことなど一定の推進体制が整備されたこと、そしてもう一つは小中高はもとより幼稚園、保育所を加えた校種間の接続や関係機関相互の連携を通して、地域の支援ネットワークづくりに向けた足がかりができたことなどが挙げられるところであります。これらの成果を踏まえまして、今年度は新しい名寄市として継続的な取り組みを進めております。

今後の課題といたしましては、一つには本市において専門的知識を有する人材に限られているために、専門家チームや連携協議会メンバーの人材確保がなかなか難しいこと、加えて学校現場におきましても特別支援教育を支援する人材がまだ不足していることなどが挙げられます。今後とも各種研修会などに参加するとともに、その成果を校内研修会等を通じて全教職員が共有し、市内全学校、関係機関が一体となった取り組みを進めていかなければならないと考えております。さらに、人事異動に際しましては、養護の免許を有する教員、または特殊教育諸学校の専門的知識、経験を

有する教員の確保にも引き続き努力してまいりたいと、このように考えております。さらに、上川教育局には4月から特別支援教育担当の指導主事が配置されました。そのことから、適切な指導援助を仰ぎながら、昨年度の事業成果と課題を踏まえ、引き続き特別支援教育の充実に努めるなど、平成19年度からの本格実施に向け、スムーズな移行に努めてまいりたいと考えております。

次に、(6)、高校の学校規模の適正化素案と新名寄市の対応はについてお答えを申し上げます。道教委では、平成20年度以降の高校教育を進めるために、新たな高校教育に関する指針の素案を示しました。この素案によりますと、中学校卒業生数の急激な減少に伴い、高校の小規模校化が進展する中、活力ある教育活動を展開する観点から1学年4から8学級を適正規模とし、1学年3学級以下の高校は原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図ると、このようにされております。旧名寄市では、御案内のとおりこのような諸問題に対応するため、平成15年に名寄市高等学校将来像検討協議会、翌16年には名寄市高校教育検討委員会を設置し、市内高校のあり方について検討し、その答申をもとに道教委に対し職業高校のキャンパス化などについて情報を発信してまいりました。今回示された素案には、ただいまの熊谷議員のお話にございましたが、職業学科は学科の特性や地域ニーズ、人材育成の役割等を踏まえ、産業キャンパス化について検討するとありますので、名寄市からの提案は大きく反映されたものと、このように受けとめております。キャンパス型高校につきましては、高校教育検討委員会の答申を受けた後、名寄光凌高校、名寄農業高校の教職員、同窓会、PTAなどの学校関係者には説明し、理解を求めています。生徒や保護者に対する直接の説明会等は開催しておりません。今回の道教委の素案によりますと、配置計画は平成20年度以降を対象としていることから、計画が示された段階で生徒や保護者にも具体的な

学習内容等について説明できるよう準備してまいりたいと、このように考えております。

また、道立で存続できなくなった場合の風連高校の市立化の可能性についてでございますが、私といたしましては中学校卒業生数の激減が続くこと、大きな財政負担が伴うことなどから、市民の合意形成は難しいのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 項目がたくさんありましたので、前の方だんだん薄れてきておりますので、先に教育行政について。

率直に、今教育長の答弁を聞かせていただいて、非常に姿勢として弱いなという感じを印象として持っておりまして、教育予算確保の現状と教職員の勤務実態、ここで言えば確かに私も調整額本俸4%について法に基づきながら、時間外超過勤務のお金はこれに尽きるのですが、この現状についてはもう数十年たっておられる状況の中で、かつての時代と今の時代が本当に違う状況の中における認識としては非常に薄いなど。道が通達を出されておまして、しっかり家庭や仕事と両立しながら、できるだけ時間外労働を抑制をしなさいということが出ているのですけれども、名寄市の教育委員会の対応として形式的に学校現場に、校長、教頭に指示を出す、指導を出すということだけでいいのかどうか。やっぱり学校現場の中では子供たちと接する時間が非常に少なくなってきているという、やりたいことはたくさんあるけれども、どうしてもいろいろ間接的な仕事に追われているという状況なども聞きますし、十分現場に入って、そのことについての改善策をみずから入って、もちろん校長、教頭を無視するわけにはいきませんから、一体となってやっぱり現場の声をしっかり聞くことが改善につながっていくのではないかというふうに思っておりまして、対応が非常にこの点でも形式的だなという感じがしまし

た。

あるいは、特別支援教育の関係についてもそれぞれ指導主事の配置なども含めて上川教育局の中であったりして、名寄は先行的なことではいろいろ準備をされていますが、なかなか先ほどの関係もありますけれども、通常業務の中、仕事の中でも現場レベルで大変な状況があるのに、なおかつ支援教育への時間をとらなければならない、あるいは気持ちをそがなければならぬというやっぱり不安や悩みもあることも現実なわけです。ですから、こちら辺についての教育長としての積極姿勢がやっぱり欠けているなという感じがいたしまして、もちろん年がら年じゅう教育長が現場に行く必要はないでしょうけれども、十分その辺の悩み、課題、現実をとらまえる努力に少し欠けているような気がいたしまして、改めて積極的な対応についての答弁を求めておきたいというように思います。

教育相談センターの関係の設置根拠の規定については答弁漏れになっておりますので、指摘しておきたいと思いますが、風連の市立高校の問題については率直に否定をされておりまして、私も大変難しい問題ではあるのかなと。ただ、財政的には先般財政課長にも聞きましたが、改めてハード的な施設の準備が必要なければ、財政的な関係については名寄恵陵高校の経験なども含めてそう変わらないのかなという感じがしていますが、あくまでも基点、考える判断というのは風連地区、あるいはこの地域、北学区全体の生徒さん、あるいは保護者のニーズに十分配慮をしながら、最終的な対応も求めておかなければならぬと思いますが、若干市長と教育長の認識も、時間がたっていますから変わったのかもしれませんが、整合性がないなという感じをしております。

頭の方に戻りますけれども、市長の政治姿勢の関係について、特に市政推進の基本スタンスについては素直に受けとめて、その中立性、公平性等、特に私は率直に職員全体の中にもトータル的にや

っぱり説明責任がまだまだ欠けている部分の職員がいるなという感じがしておりまして、ぜひそういう基本スタンス、市民との対応など、あるいは市民の目線という位置で十分公平性、公正性、透明性、説明責任などについての姿勢を受けとめますけれども、しっかり現実の形として実行していただきたいなというふうに考えております。

ただ、これは失礼な言い方になるかもしれませんが、市民の声として、選挙のときにも現在も含めて、これは個性いろいろございますから、島市長の首長としてのリーダーシップのとり方、意思の伝達なども含めてやっぱり若干伝わってこないものがあるなという指摘は今現在ございまして、特に気になる点は市政運営や施策決定のこれからの過程において、市内の有力者等の影響を受けやすいのではないかという心配も一部ございまして、そのことについて改めてお聞きをしておきたいと、このように考えております。

新市建設計画、総合計画の関係で、前段お二人の議員からも指摘があった部分で、やっぱりどうしても12月議会に提案をするというのは非常に期間的には正味短過ぎると思っております。長くやればいいというものでもないのかもしれませんが、できるだけ早く新たな総合計画を立ち上げてスタートをしたいという意思については伝わってきますけれども、合併過程の中で行いました協議で決定をしました建設計画についての中身も風連地区では住民投票をやり、本当に悩み多き中でそれぞれ多くの方が決断をされてきた努力の足跡は見えるわけなのですが、アンケートも名寄でもやっていますが、風連が22%、名寄が16%ぐらいで、平均17%、人数にして2,315世帯、これは決して多い数字ではなくて、私なんかも含めて地域で住んでいて感じるのは、風連の元町民の皆さんからすると名寄市民の方がのほほんとしてるなという感じが率直に、この数からだけではありませんけれども、懇談会の参加状況なんかを見ても、名寄市は名寄市で変わらないという感じ

の印象を非常に、無礼な感じにはなるのかもしれませんが、印象としてはずっと持っておりまして、建設計画を決めましたけれども、本当に全市民的なものになっているのかということで行くと、一定の資料やデータもそれぞれ各家庭に行き渡っていますけれども、実際にはやっぱりしっかり浸透していないというのが現状なのかなという感じがしまして、建設計画をベースにするのですが、その建設計画についても改めて読み返すような状況が市民的な運動の中にやっぱりあっていいのかなという感じがしまして、市民参画という言葉は躍るけれども、非常にこの期間の中では厳しいものがあるような気がいたします。策定委員にどのような方がなるかわかりませんが、3次、4次のもとの名寄市の経験でいくとかなり固定をされた意識の高い人たちが指名をされながら、努力をいただいている足跡はありますけれども、新市として改めて100名の策定委員についてはかなり衣がえをしながら、多くの市民を巻き込む努力がお願いする段階ではあっていいのかなという感じがしております。そうなると、本当に時間が足りないなという感じがしておりまして、多少おくれたからといって19年の予算提案ができないということでもありませんし、19年も20年も数字はつながっているわけでありまして、いつから正式にスタートをするかという理屈の話だけでありますので、あらかじめ出口を、目標を持って12月でやることについてはいいですが、非常に物理的に不可能な場合、消化不良の場合については改めてその時点では立ちどまっていただくことも市長の考え方を聞いておきたいと思っております。

行革絡みの関係で二、三お尋ねをしているのですが、市長や特別職の権限、責任というのは非常に大きなものがございまして、その雰囲気を見ながら、部課長以上行政執行されるのでしょうか、現状旧名寄の状況を私の認識ではいわゆる経営会議、庁議、この中で情報の共有は十分されているのでしょうかけれども、お互いに部課を超えて、し

っかりそのことについて意見交換をするという現実があるのかどうかです。ないとすれば本当に人の部のこと、課のことでもやっぱり言い合えるような、名寄市全市民的に見てこれが本当に機能しているのかどうか、活性化をさせる工夫が私は必要のような気がいたしまして、改めてトップリーダーとしてのリーダーシップを求めたいと思っております。特に考え方あればお聞かせをいただきますが、OBの活用の問題、今言葉悪く言えば天下りという言葉、しかし有効な人材を活用することについての抵抗感は私は率直に言ってございませんけれども、それにしても民間も含めていろいろな人材がいるような気がいたしまして、あらかじめ公募もない、あるいは何らかのアクションもない中で、だれかさんはあっち行った、こっち行ったという状況というのはいかがなものかなというふうに思っています、それぞれ今配置をされている人たちについては、少なくとも個人の希望というよりも市が直接、特に特別職の皆さんがかかわっての選択があったのではないかと思います、これらのルールについて私どもどのように受けとめていったらいいのか改めてお聞かせをいただきたいと思えます。ましてや市のOBですから、政治活動にかかわって、何かしらそういう人たちにもいろいろな政治活動にかかわれみたいな、あるいは何の立場でおまえやっているのだというようなことが巷間聞かれる部分がございます、現職あるいは途中におけるその影響力のすごさを率直に実感をしておりまして、そういうOBに対する対応やかかわり方について改めてお聞きをしておきたいと思えます。

予算編成については、予算委員会がございますので、飛ばしたいと思えますが、自治基本条例の関係で、細かなことのやりとりはいたしません、市長の今の答弁ですと、これから基本条例というのは何なのかと名前も含めて市民にさらに問いかけながらというようなことでしたが、もう少しやっぱり基本的な骨格の意思についてお聞

かせをいただきたいのですが、まちづくり懇談会の段階で旧名寄では自治区の構想案なんかも資料として出されておりましたが、トータルとしてやっぱり市役所の側からすればNPOだとか、あるいは町内会だとか、委託だとか外注だとかという感じでいくと、どうしても受けとめ方としては市役所が上位で、市民が受けとめ方の感覚というのは、安上がりにいろんなことをやってもらうという手法のためにこの自治区構想だとか基本条例がそれに連動するものではないという認識は今さら言うまでもないのかもしれませんが、せめて一つ市長には、現憲法は国家が私どもを、国が私どもを縛るという性格のものでなくて、少なくとも中央政府のものをしっかり憲法のとおりやっているのかどうかという、そういう縛りかける憲法の性格なわけなのですが、少なくとも自治体の憲法というふうに言われている中ではある面市長、執行者、あるいは私ども議員、議会もそうなのでしようけれども、かなりやっぱり市民に責任を負う、責務を負うということできると、そういう自治基本条例みたいな、あるいは自治体運営条例というのか、まちによってはまちづくり条例というふうに言っているのか、さまざまでございますけれども、そのしんのところの押さえ方ぐらい市長からも言及をいただければなと思っております。具体的にどういうものにしていくかについては、さらに建設計画、あるいは総合計画、あるいは並行しながら、行革の論議なども含めて並行されていくのではないかと思います、一定の節目みたいのはぜひお知らせを、目標年次みたいのをお知らせをいただければ幸いです。

福祉行政について、この間私も一番不審に思ったのは、もとの原因は国の交付税の削減が最初にきていますから、何が何でも継続的にあれもこれもずっと永久にやれというふうには私は思っておりません。ただ、一番大切なところでいうと、やっぱり所得の低い層、弱い層、高齢者、少子化問題など、そういう重点的に予算配置をしていくと

いう基本的な構えについて1点ぜひ受けとめてもらわなければならないと思います。あるいは、多少余裕のある人たちにはこのぐらいは我慢してくれという説明責任をしっかりと果たしながら対応することについては、それはやぶさかではございませんけれども、そういうめり張りをつけた上で温かい福祉市政をこれからもしっかりと継続してもらわなければならないのではないかというふうに考えておきまして、そういう考え方について、特にインフルエンザの問題の引き下げの問題や排雪ダンプの問題や高齢者の交通補助の問題などいろいろ矢継ぎ早に続いたものですから、非常にそういう面では不信が高まってきたときがございました。ただ、今回提案の中に、新たな予算の中では肺炎球菌の問題などについて新たな積み上げなどもして、評価のできるものもございますけれども、福祉行政の基本的な考えについて改めてお尋ねをおきたいというふうに考えます。

中心街問題については、旧名寄の担当課長レベルのお話ですと、当然最初は風連のことですから、風連の皆さん、商工会や地域の皆さんが住んでいる方も皆さん含めて相当前から練り上げながら、煮詰まってきた計画ですから、大切にしなければならぬということは十分わかりますが、旧名寄の方からすると非常に24億円という数字だけが目にいきますので、端的に言いますと名寄の中心街やる事業費あるのかと、そういう心配をする声も聞きます、はっきり言って。そういう面でのバランス感覚として、現行の中心街、名寄の中心街を中心にする活性化施策について、当然商工会議所がもっともっと積極的に、TMOなどが積極的に具体策を出していただくことが先行的な仕事だというふうに思いますが、それぞれ悩み多い課題もあるやに聞いておきまして、ある面ではしっかりと名寄、風連の中心街活性化再開発の関係についてはバランスをしっかりとっていくということについて改めてお聞かせをいただきたいというふうに考えておきまして、そういう意味合いで質問

もしているものですから、ぜひ。そして、特に先ほど午前中の小野寺議員の中の答弁漏れがあったような気がいたします。私もお答えを聞きかけたのですが、旧名寄市の第4総の後年度、18年、19年が残ったのですけれども、それらの積み残しの大きな課題幾つかございますけれども、それらについての取り組み方についての基本的な見解だけは改めて聞いておきたいというふうに思います。

市立病院の関係については、同僚議員の佐藤議員からまた一般質問で課題として予定をしておりますから、これ以上入りませんが、非常に医療制度改革大変な物議を醸すような形が今週恐らく決まってしまうのかなというふうに考えておきまして、残念ですけれども、それに対応する市立病院の中長期の計画策定をするということを言明されておりましたから、可能な範囲の情報という前提は私も受けとめることができますから、しっかりと市民の立場で名寄市立病院の将来について不安のないように対応をお願いしておきたいと思えます。

建設事業の関係については、ことは22億円ということで、20億円前後のベースというのは旧名寄の予算の百四十数億円ぐらいの中では大體動かない数字、大学がここ二、三年ございましたけれども、風連も積み上げた中では少な目なのかなということが印象として持っていました、国や道の仕事の関係もございますが、市の独自事業についても関心が高いわけございまして、財政シミュレーションの動態がこれから変わらないという、今のところ変わらないという推定の場合に、180億円あるいは170億円ぐらいまでずっといきますけれども、一定のシェアを普通建設事業として、名寄市でやる公共工事でむだなものは、私も本当に切実なものばかりだというふうに考えていますが、そういう意味合いでいくとライフラインの整備なども含めてまだまだ要望が強いのかなと考えておきまして、一定のシェアを、予算全体

の中でのシェアをどう確保するのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

もうあと18分しかないので、一応ここで2回目は終わります、2回目は。

○議長（田中之繁議員） あらかじめここで会議時間を延長いたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 最初に、教育に関する再質問がございましたので、私の方からお答えを申し上げます。

まず最初に、教育相談センターにつきましてその根拠法はというお話でございました。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づきまして、指導上の諸問題に関する指導、助言等を行うために名寄市教育相談センターを設置するという事で、平成18年3月27日、名寄市の条例第215号として設けたものでございます。答弁漏れということでございまして、おわび申し上げたいと、このように考えております。

さて、教職員の勤務実態等について今いろいろとお話がございました。今の熊谷議員のお話のとおり、先生方今本当に大変忙しい状況にあるわけでございまして、その根っこにあるのはやはり地域や保護者のニーズの多様化でないかなと。それから、複雑化、こういうことで生徒にとりか、それから生徒にかかわるさまざまな事例に関して取り組むことに本当に時間がとられているという実態があろうかと思えます。それから、もう一つは、やはり第3次教育改革がどんどん進んでいく中で教育課題が肥大化してきているというようなことがその根底にはあるかと思うのでありますが、さりとて超過勤務の時間が幾ら多くてもいいという話ではございません。そんなことから、名寄市教育委員会としては毎年時間外勤務、業務の縮減等に向けての通知を各学校に出しているところであ

ります。通知を出せばいいというお話ではないのかもしれませんが、その中で特に校務分掌などを均等化することとか、あるいは諸会議などを効率化することなども含めておりますし、もう一つは少年団活動とか部活動とか、こういう問題もあるのでございます。御案内のとおりクラブ活動は新しい学習指導要領では教育課程から外れました。そういう中で義務化されなくなったわけですが、やっぱり教育活動の中でこの部活動などは大切なものだということから、先生方熱心に指導されていると。そういうことなどで、できるだけ複数の担当教諭を配置する中で、一定の特定の先生に過重負担にならないよう、これは常々私たちからもお話ししているところがございます。しかし、本当に熱心に指導される先生方も何人もおりまして、この熱心な御指導には感謝申し上げるところでございます。そういう意味では疲労回復等にも十分配慮した、そういう学校運営をまた改めてしっかりと指示してまいりたいものだと、こう考えているところであります。

それから、特別支援教育につきましては、教員の負担感、それからある意味では不安感もあるのかなと、こう思ったりしているところであります。道教委としては、今年度特別支援教育導入に当たってのガイドラインを出したところであり、大分それで19年度からの様子は見えてきたのかなと、こう思いますが、やはりこの辺を各学校でしっかりとまた共通理解を図っていく必要があること、それからもう一つは緩やかな導入を目指していること、いきなり19年度どんとなると、これは先生方も大変でございます。もちろん私たちも大変でございますので、そういう意味では緩やかな導入、現在ある特殊学級などとタイアップしながら、緩やかにできる範囲から導入をしていくことも大切だと、名寄市教育委員会としてはそう考えているのであります。それから、これは名寄市教育委員会ではなかなか解決できませんが、定数の改善等についても今後も引き続き要請してまいりたい、

あるいは名寄市教育委員会としても努力していきたい。今年度1人この特別支援教育にかかわる加員配置をいただいたところでございます。そんなことで今後進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、4点目の風連高校にかかわりましての再質問でございます。市立高校についての見解で、教育長の見解はということでございましたので、私の考えを述べさせていただいたわけですが、例えば近間では音威子府高校とか、それから剣淵高校などはそれぞれ町立、村立の高校として経営しております。あそこは大変特色がございまして、そしてほとんど定員満度の生徒が入ってまいります。それでもお聞きしたところによればそれぞれの町、村の持ち出しは少なくとも5,000万円からそれ以上は必要だという、そんなお話がございました。そういうことから、生徒数が激減していくこれから5年先、10年先を考えたときにどうなのか。生徒数が少なく、なおかつそういう財政が大変厳しい折ということから、私の判断を申し上げさせていただいたところでございます。もちろんこれについては今後先ほどの答弁のように地域の声、あるいは名寄市民全体の声などを聞きながら、その選択肢を検討していかなければならない問題だと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。新市建設計画から総合計画策定へ移行する中での懸念も含めてのお話がありましたけれども、私は新市建設計画、真剣に策定委員の皆さんや、あるいはワークショップも含めて、事務局も含めて取り組んでいただいたと、このように思っております。しかし、市民の参加が指摘ありましたように例えばアンケート調査でこうだったということは否定はできないわけですが、これから進めます総合計画の策定については、そう

したことも踏まえていろいろな市民参加を求める機会をつくっていきたくと、こんなふうに思っています。ただ、計画の議会に諮る構想等の時間につきましては、12月にとらわれないで、時間の目幅を持ってしっかりとというようなお話がございました。このことをしっかりと受けとめさせていただいて、18年度中という努力目標をさせていただくと、このようにお答えを申し上げさせていただきます。

それから、市のそれぞれの機関会議の中で、場合によっては経営会議等のようなことになっていないのではないかと、他の部署についてやりとりがあるのかというような指摘がありました。もう3回続いているわけですが、事務事業の点検ということでワークショップから含めて部長、課長職でこの評価の作業を進めております。この中ではまさに担当の違う皆さんがやった仕事について採点をするわけがございまして、あの事業は非常に市民から喜ばれているとか、もう役割を終えたのでないかと、こういう議論をしているわけがございまして、指摘がありましたけれども、私はこの種の会議等を通じて他の部署の仕事についてもしっかりとした内部協議が進んでいると、このように思っております。

市の職員の退職者の再任用等については、現在法的には60歳定年退職2年間希望すれば再任用という仕組みがありまして、私どもはシステムは作りましたけれども、実際にそうした受け皿がすべての希望をかなえる状況にはなっておりません。ですから、民間で活躍をしていただく等の手法でやっているわけがございまして、指摘のように厳密な選考試験等をやった配置を決めているわけではありません。あくまでも民間団体等での要望も含めて調整を図っているということでありますので、御理解をいただければと、こんなふうに思っております。長年市の職員としていろいろな経験を積んだそのことがそれぞれの仕事の場でしっかりと活躍していただいていると、このように

思っております。

それから、自治基本条例の関係では特に地方自治法の中で自治体の運営がされているわけですが、中央集権下における地方自治というのはまさに形式的なものも含めて市民の皆さんが我がまちをつくるという気迫というものはやはり若干弱かったのではないかと、こんなふうに思っております。平成12年に地方分権一括法が施行されて以来いろんな取り組みがあるわけですが、私はこうした我がまちは我々がつくっていくというまさに地方主権の立場でこの自治基本条例の制定に対する市民に対する説明等もしっかりとしていきたいと、こんなふうに思っております。

福祉行政について、行政が手を差し伸べる市民というのは、御指摘のとおりいわゆる弱者であろうと、こんなふうに思っておりますが、しかし高齢者が弱者というふうに私は思っておりません。高齢者も元気な方ももちろんいらっしゃいますし、所得の多い方もいるわけですから、そういう高齢者に冷たい市政というふうに私は相当指摘をされましたけれども、市民の皆さんはしっかりと評価をしていただいたと、こんなふうに思っております。

中心市街地の方の関係では、もう合併をしますと風連地区の中心市街地のウエートが市のどのウエートに対比するのかということ余り考えておりません。市内の中で今バランスのある、しかも緊急性の高い、今の時期にやらねばならない事業は何かと、こういう見地で議論、検討をしているわけでございまして、このことについてはもちろん合併協議会のときの議論経過もありますから、そのこともしっかりととらえながら、その次の総合計画の中ではしっかりとしたものをとっていかねばならぬなど、こんなふうに思っているところでございます。

新しい総合計画の中で全体的な建設事業等のシミュレーション、シェアを含めてしっかりとせよということでもあります。行政の運営については、

財源が調達できるから単年度でばっと盛りつけて、翌年度はもうありませんというようなことにはなりません。一面的には計画経済を行政は担っていかねばならないと、こういう宿命にもあるわけでありまして、このことについては少なくともそうしたことをバランスをしっかりと総合計画の中で示して、合併協議会の中でおおよそ普通建設事業に充当できる財源というのは20億円と、その前後を目安にして今回も説明等もさせていただいておりますし、これからも大きな状況の変化が行財政制度で出てまいりますとこの計画というのは変更を余儀なくされるわけではありますが、しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 3回目の質問を予定しておりましたけれども、予算委員会もございますから、終わりたいと思います。昨年少し時間が長くなったので、5分ほど先に終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 山 口 祐 司

署名議員 大久保 光 義